
クラウド環境における法律問題(3)

— 契約と知財侵害の準拠法と裁判管轄権 —

IT企業法務研究所(LAIT)セミナー

2012年5月18日

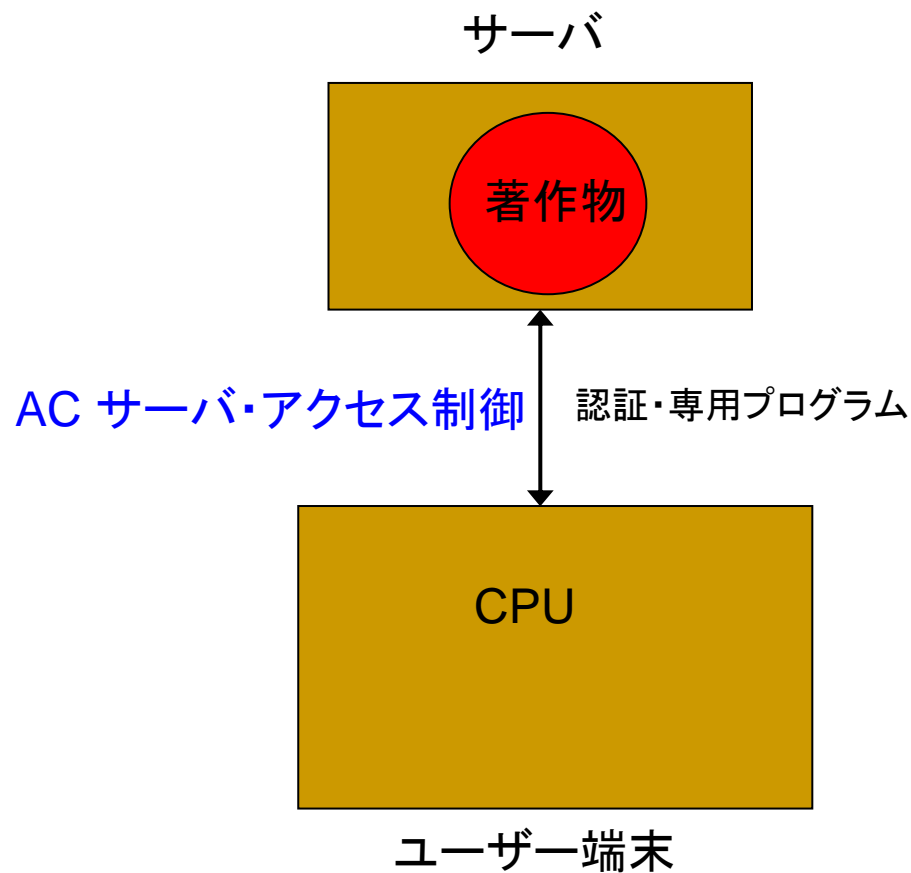
インフォテック法律事務所

弁護士 山本 隆司

前回の復習・・・技術的手段の7つの形態

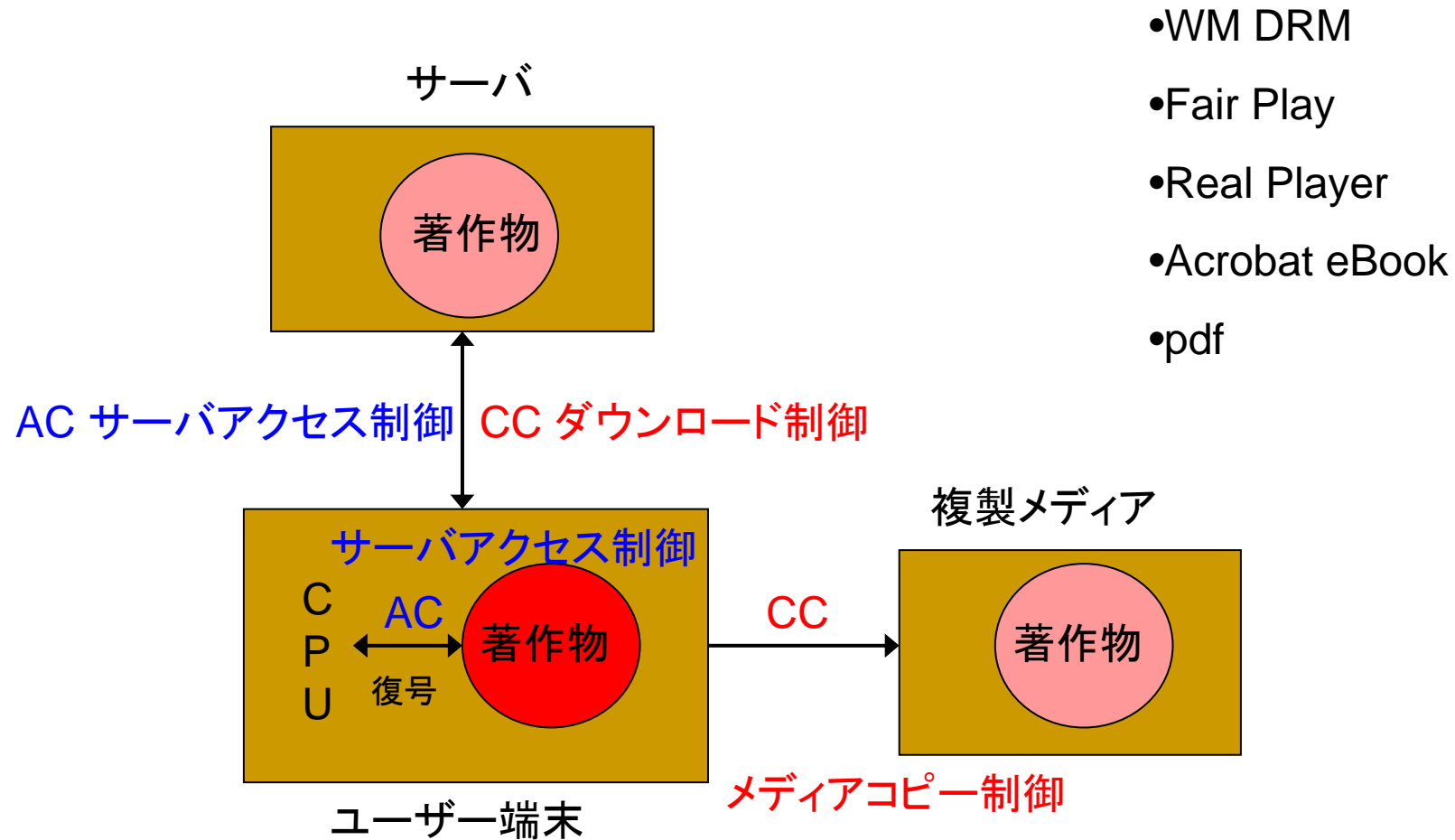
- ネットコンテンツ
 - サーバ・アクセス制御
 - ダウンロード制御
 - 配信コンテンツ・アクセス制御
- パッケージコンテンツ
 - 視聴可能機器制御
 - パッケージコンテンツ・アクセス制御
 - メディア・コピー制御
- システム内コンテンツ
 - システム内コンテンツ・アクセス制御

1-1 サーバ・アクセス制御

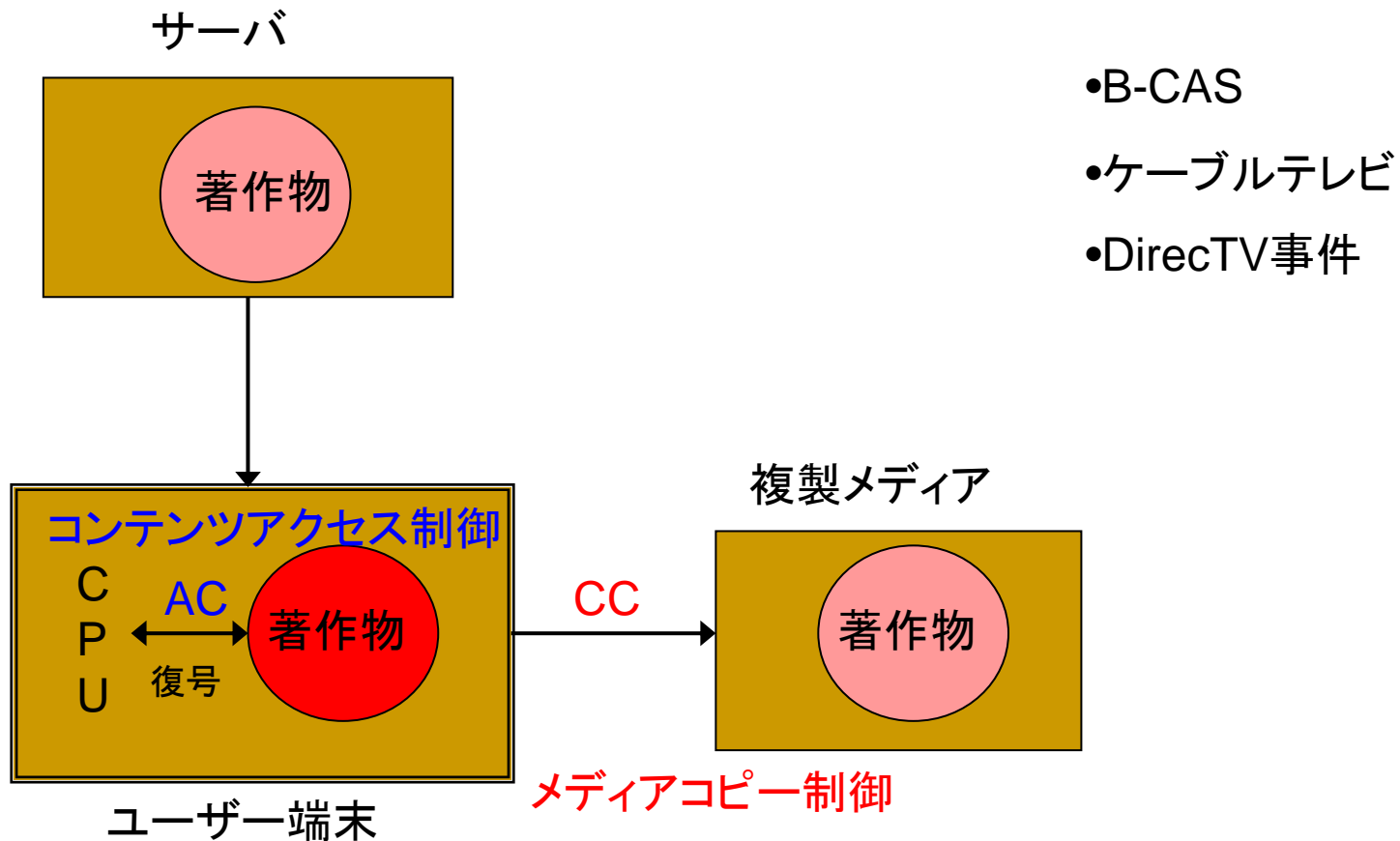


- クラウド(SaaS)
- オンラインサービス
- Davidson事件
- MDY事件
- CAPTCHA

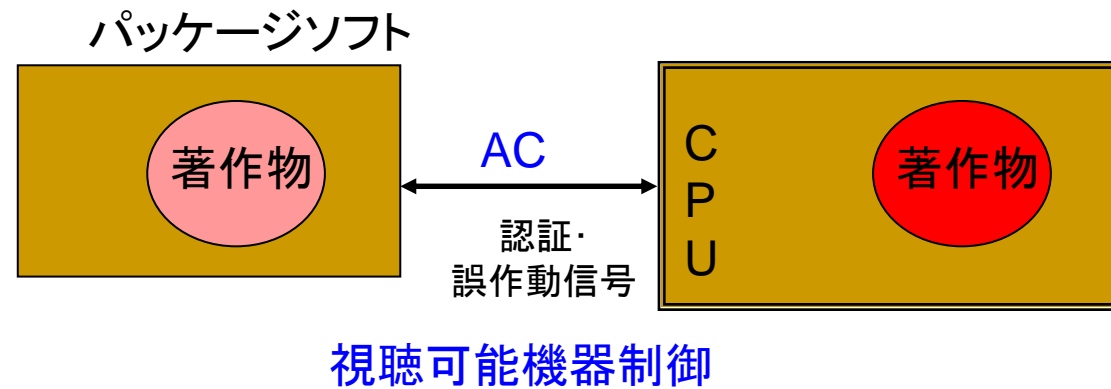
1-2 ダウンロード制御



1-3 配信コンテンツ・アクセス制御

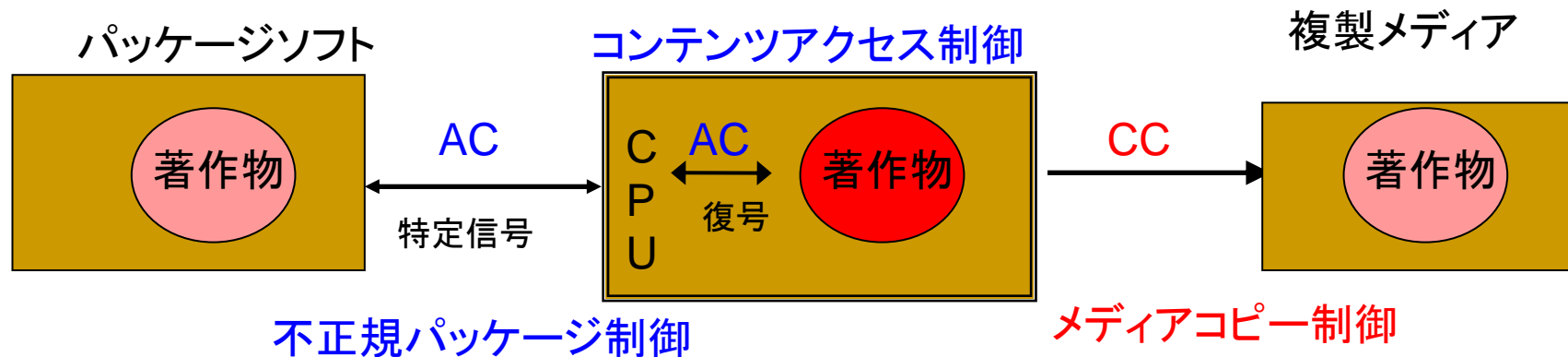


2-1 視聴可能機器制御



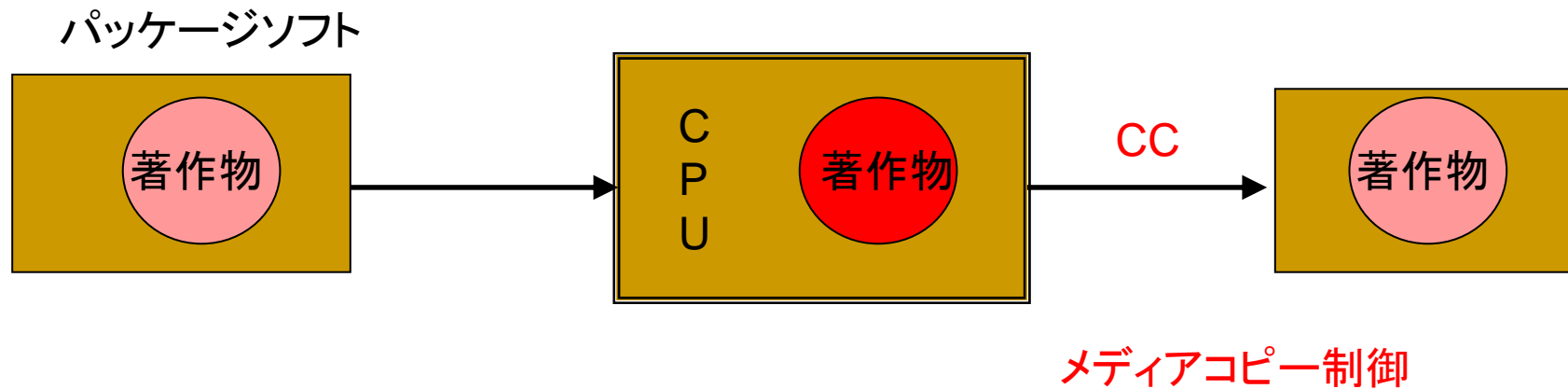
- ・通常のパッケージソフト
- ・CCCD

2-2 パッケージコンテンツ・アクセス制御



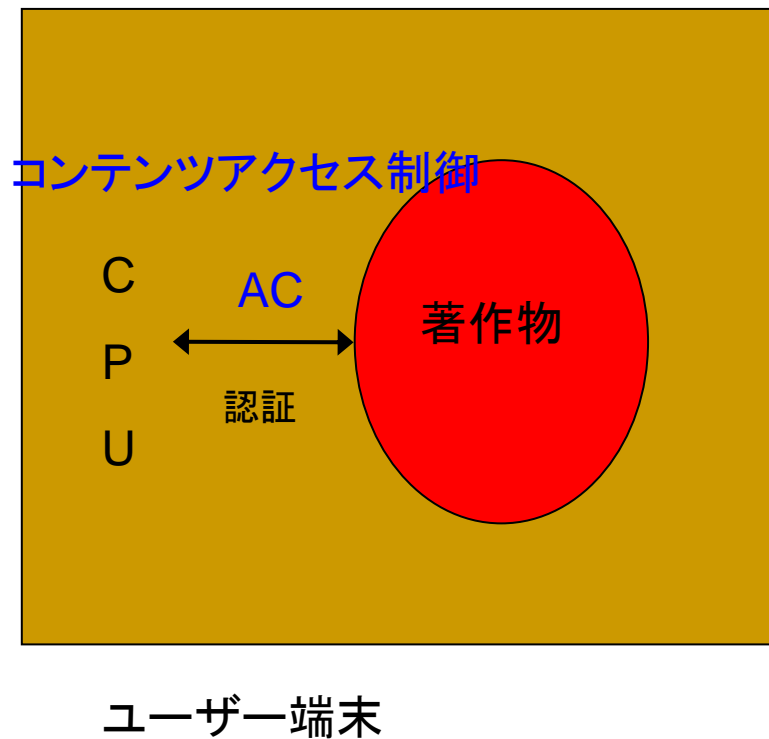
- ニンテンドーDS
- ソニーPS2
- CSS
- Blu-ray

2-3 パッケージソフト・コピー制御



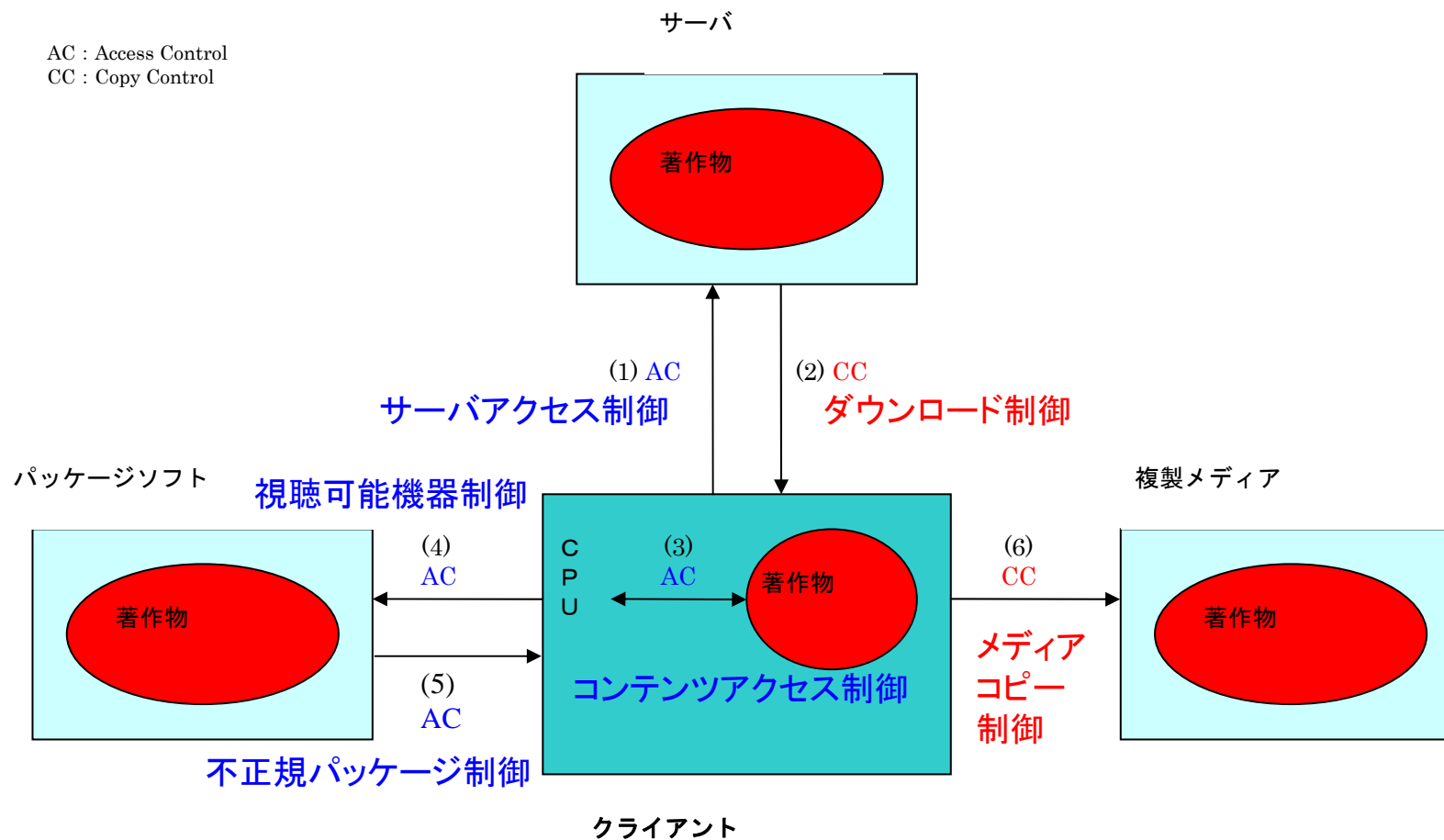
- ・SCMS
- ・マクロビジョンACP

3 システム内コンテンツアクセス制御



- お試しソフト
- Chamberlain事件
- Lexmark事件
- Strage事件
- MGE事件

AC : Access Control
CC : Copy Control

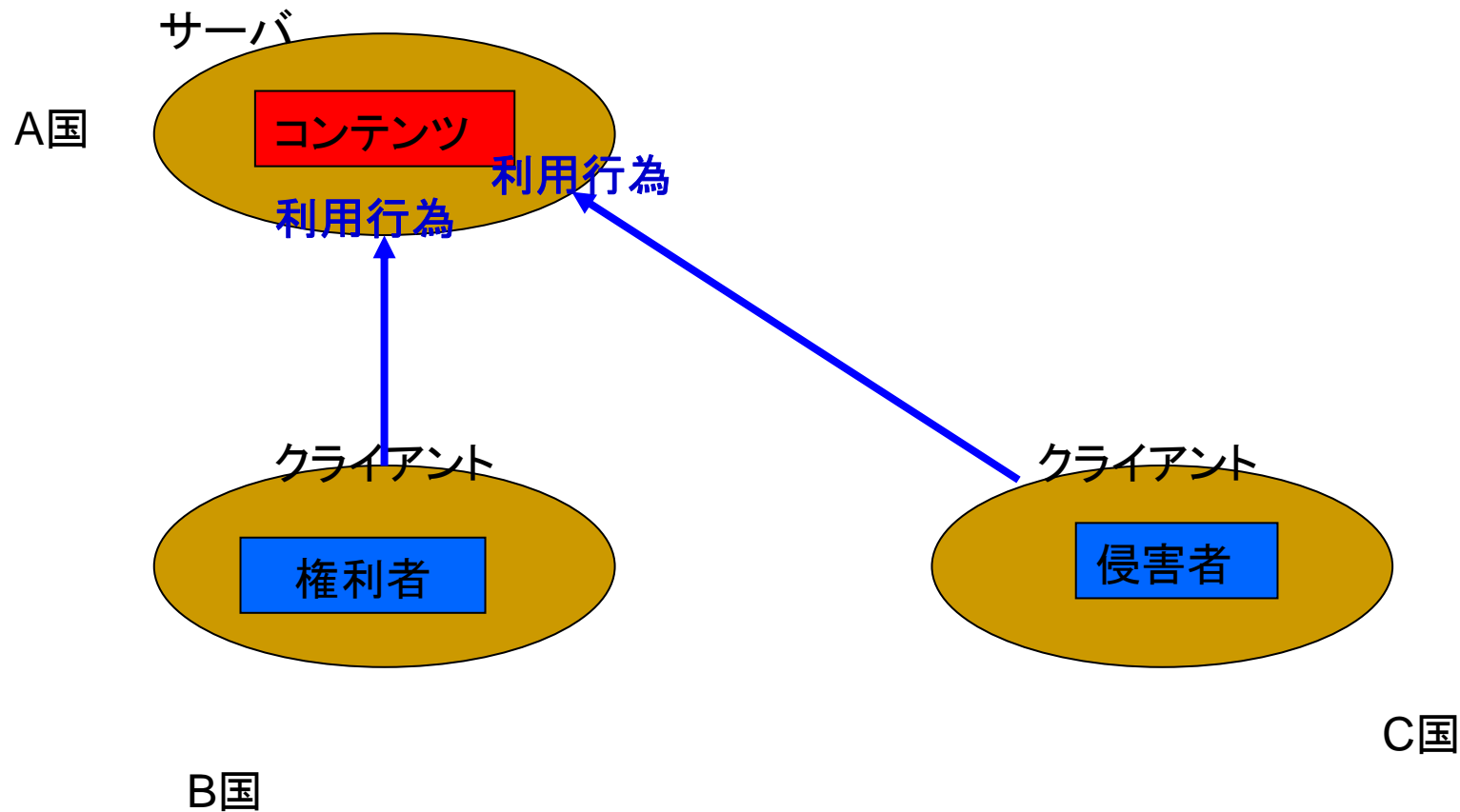


技術的手段の機能と法的保護

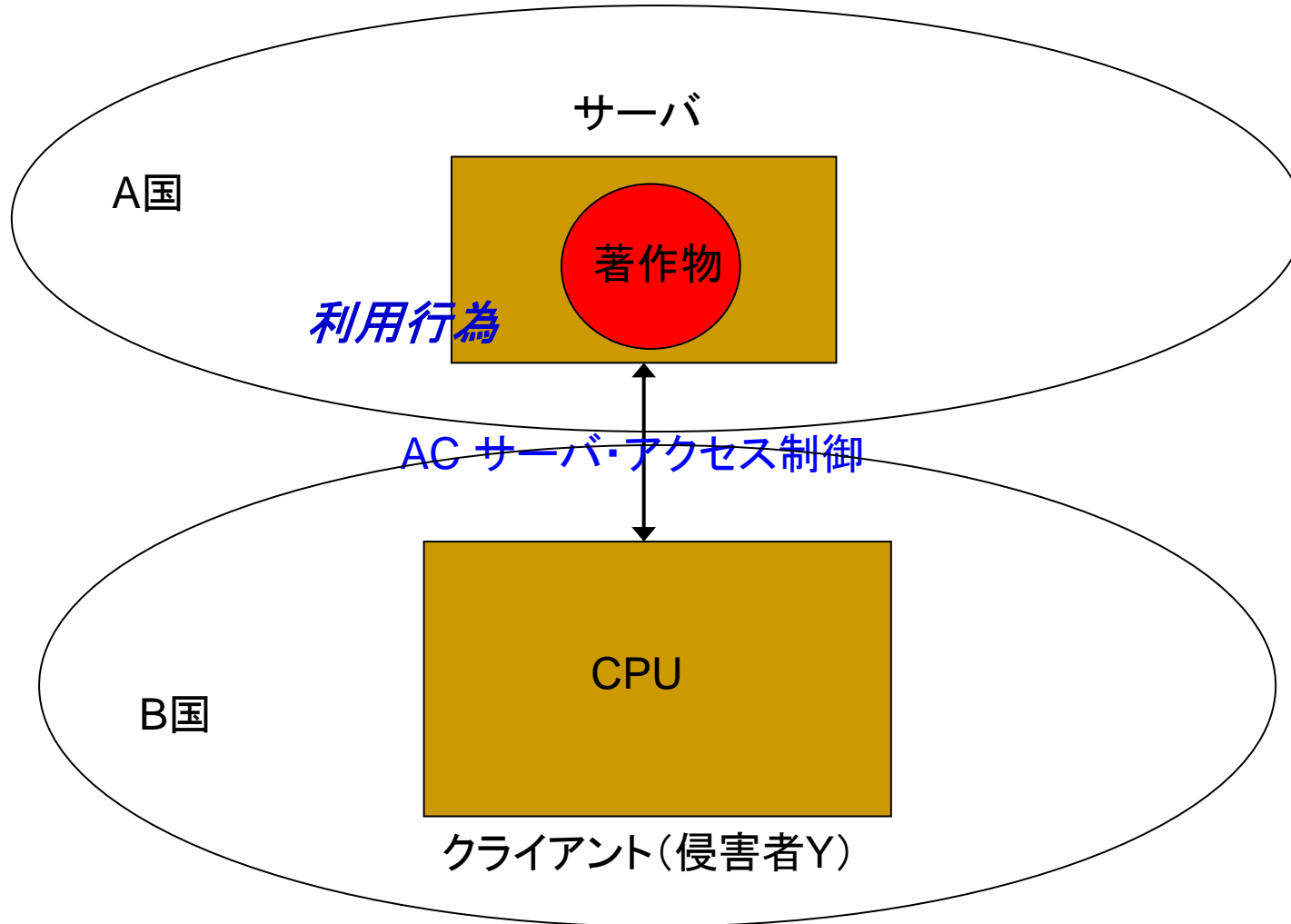
	技術的手段	要素技術	使用事例	著作権法	不競法	不正アクセス禁止法	米国 EU
AC	サーバ・アクセス制御	認証	クラウド、ストリーミング、オンラインゲーム、WM DRM	—	—	○	○
	コンテンツ・アクセス制御	認証	システム内プログラム	—	—	—	○
		暗号化	WM DRM、iTune、B-CAS、PS 2、CSS、Blu-ray	△	○	—	○
	視聴可能機器制御	認証	パッケージソフト	—	—	—	○
		信号付加	CCCD	—	—	—	○
	不正規パッケージ制御	信号付加	DS、PS2、Blu-ray	—	○	—	○
CC	ダウンロード制御	認証	WM DRM、iTune、RealPlayer	—	—	—	○
	メディア・コピー制御	専用プログラム	WM DRM、iTune、RealPlayer	—	—	—	○
		専用機器	B-CAS、DirecTV、CSS、Blu-ray	—	—	—	○
		信号付加	マクロビジョン、SCMS	○	○	—	○

1. クラウドの特徴に由来する問題点

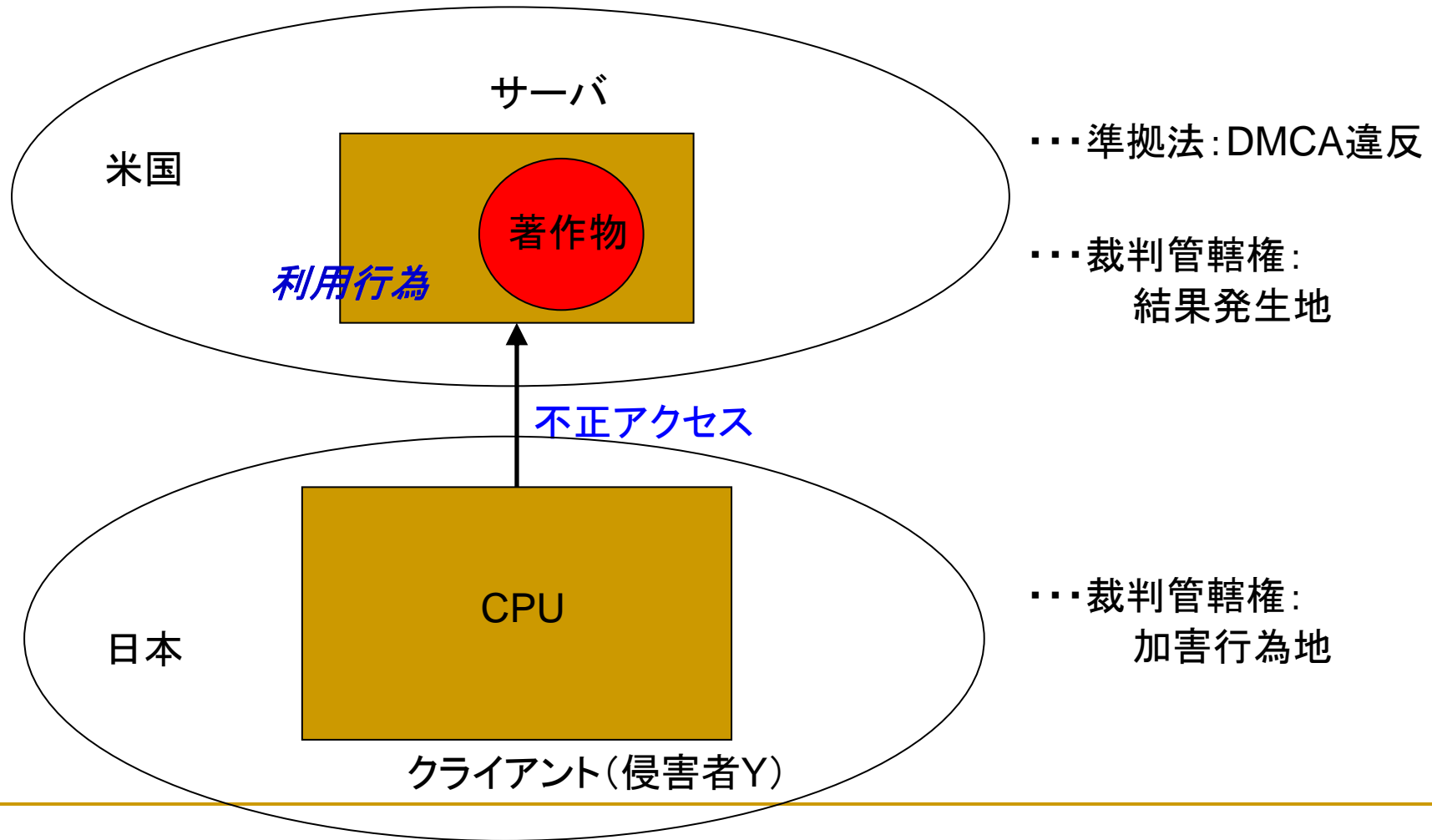
—利用者と利用行為の**隔地性**—



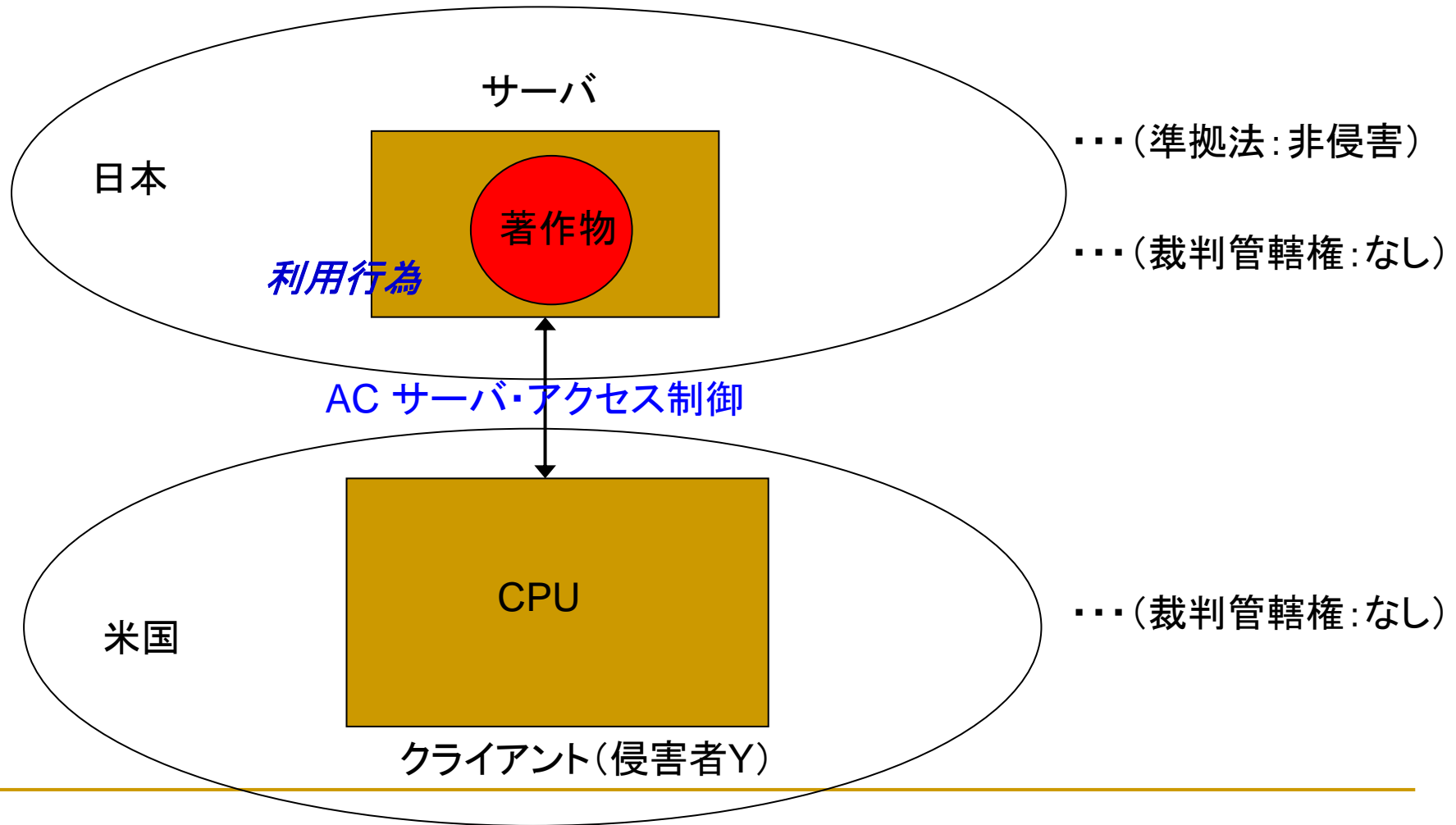
(1)不正アクセスの場合



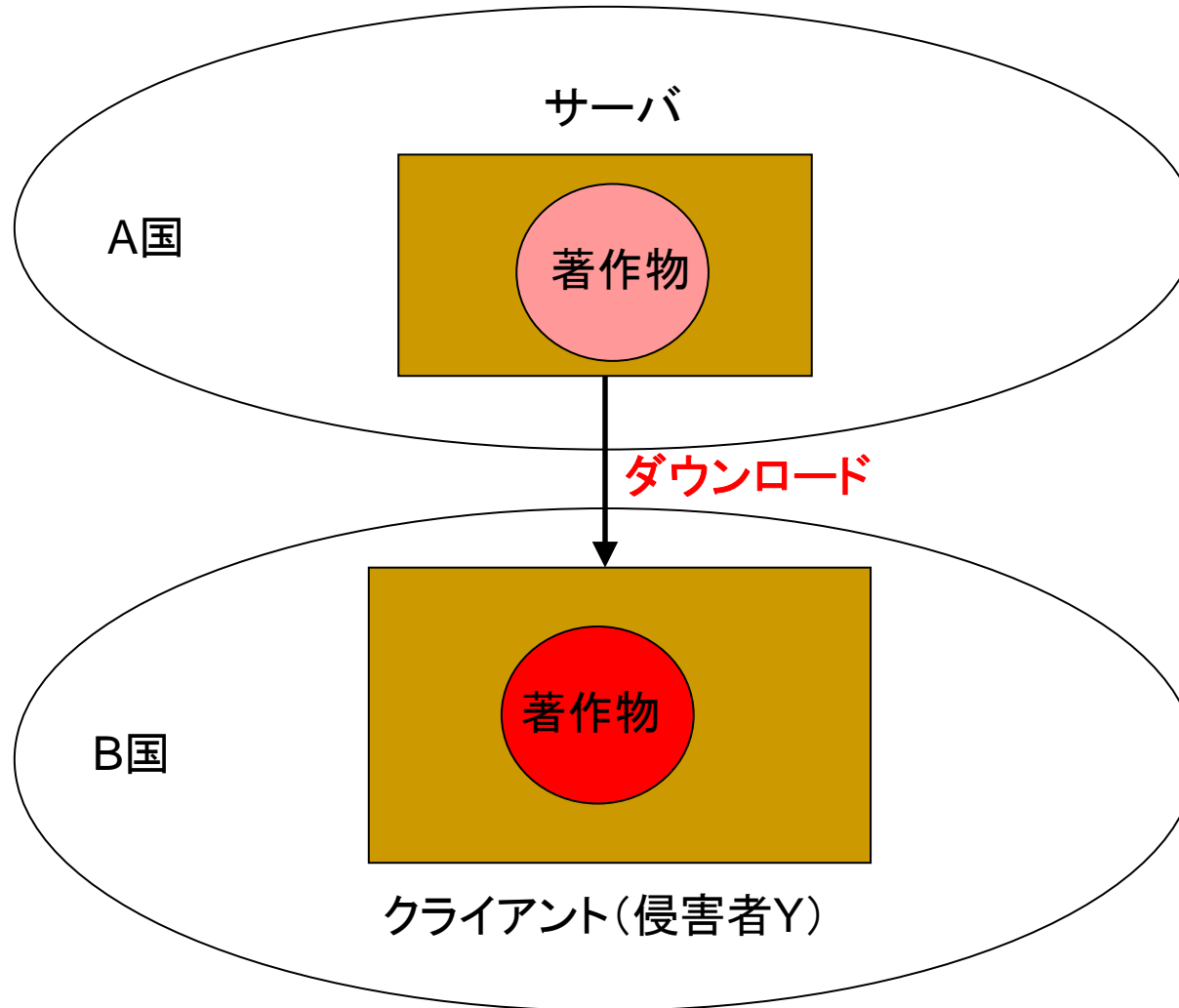
米国内への不正アクセスの場合



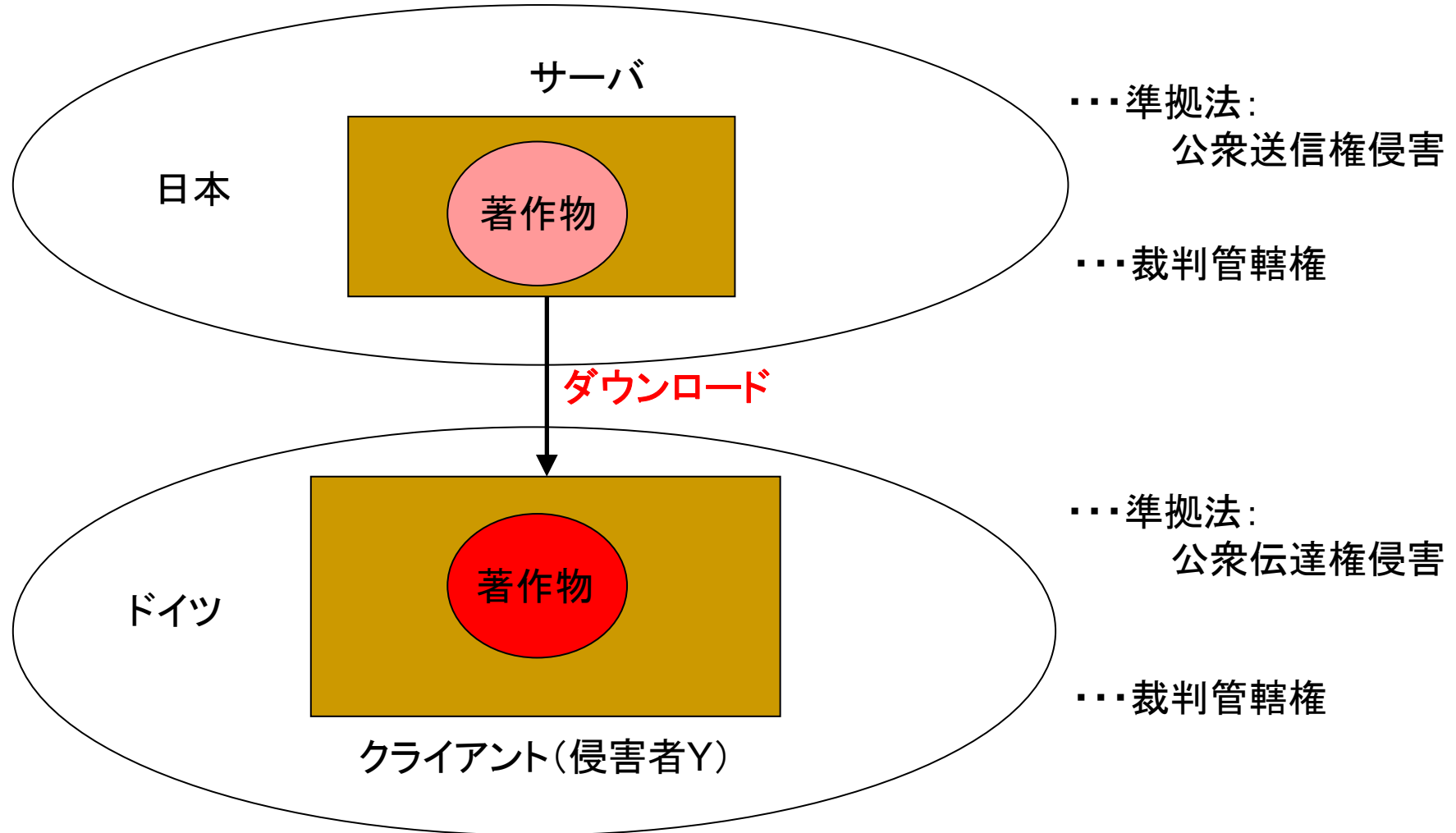
日本国内への不正アクセスの場合



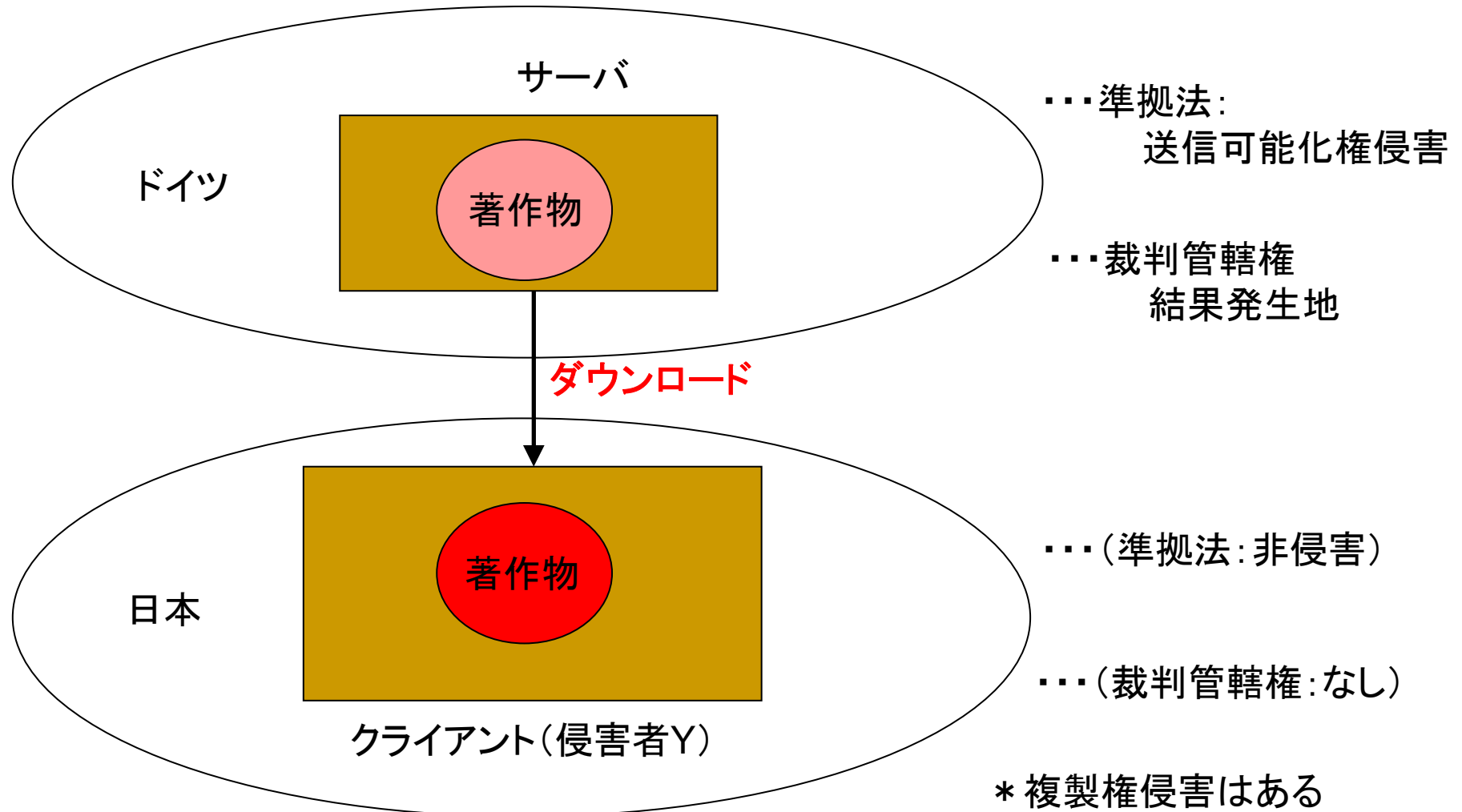
(2) 違法配信の場合



日本からの違法配信

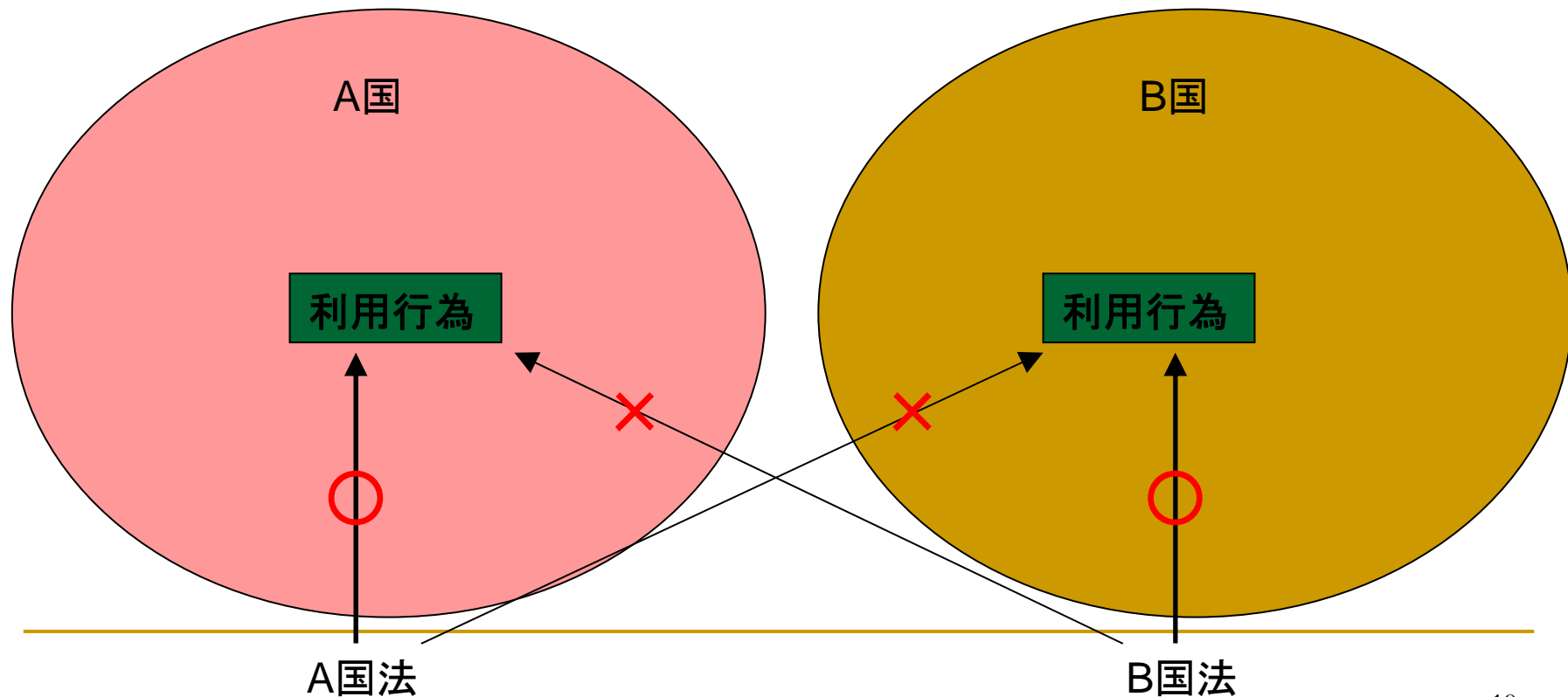


ドイツからの違法配信



2. 知的財産権の属地主義

- 意義： 国家はその国外で生じた活動を規律する権能を持たない



日本法に見る属地主義

- BBS事件最判平成9年7月1日
「属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味する」
- 日本の著作権法113条1項1号：
みなし侵害行為として、「輸入のときにおいて国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権または著作隣接権の侵害となるべき行為」を規定

【参考】

- 米国 *Subafilms v. MGM*, 24 F.3d 1088 (9th Cir. 1994)
「米国著作権法は域外での侵害行為に適用がないという『確立した法理』...は1909年法以前に遡り...、また前述のとおり属地主義の原則は絶えず再確認されてきた。」
- ベルヌ条約5条は属地主義を前提とする
「(1) 著作者は、この条約によって保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する【内国民待遇】。
(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない【無方式主義】。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない【著作権独立の原則】。したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる【保護国法主義】。」

属地主義の外延①： 内国「行為」か「事実」か …A国内における著作物の使用に関する「事実」はA 国法が規律し、B国法が規律しない

A国内から発した一つの銃弾で、B国の人X1を負傷させ、C国内の人X2を死亡させ、X1をD国内の病院で治療を受けさせた場合、行為は1個であるが、A国内での加害行為、B国内での結果発生、C国内での結果発生、およびD国内での損害発生という4つの事実が存在する

→**行為**が1個であるからといって準拠法は択一問題ではない。発生した結果(という**事実**)の数だけ不法行為が存在し、それぞれに準拠法が考えられる。

A国

B国

C国

Y: 銃撃

加害行為

X1: 負傷

結果発生

X2: 死亡

結果発生

D国

X1: 治療

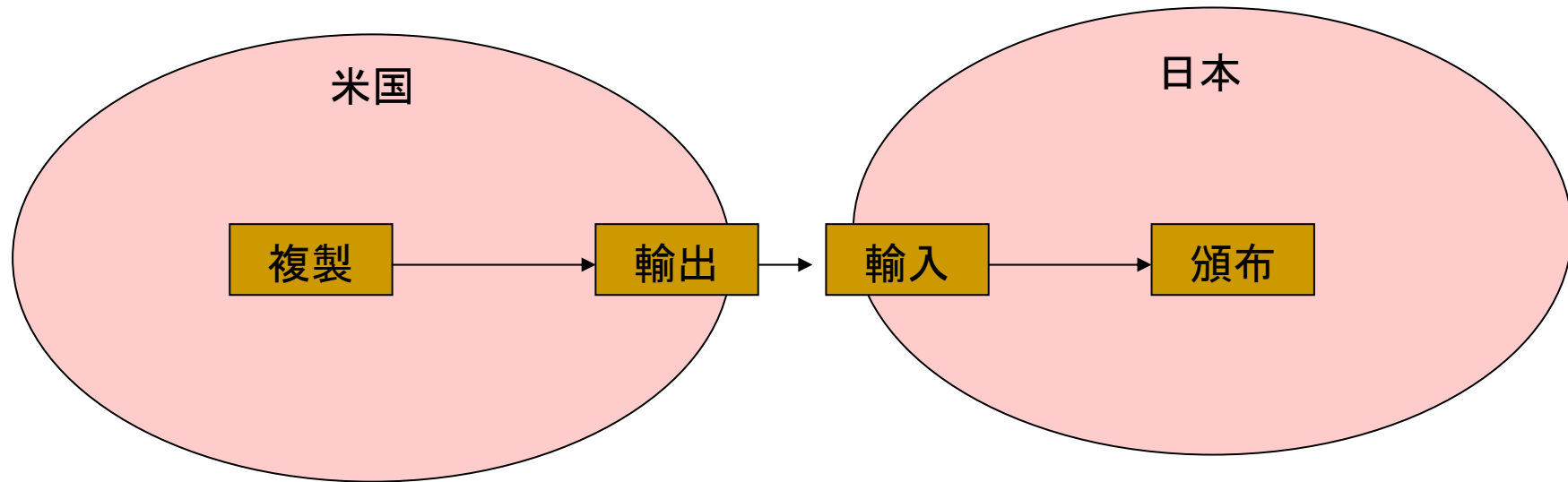
損害発生

属地主義の外延②： 隔地的行為

…A国からB国への著作物の移動は、A国法が規律するか、それともB国法が規律するか

1. 著作物の複製物をA国からB国に輸入する場合、行為としては一つであるが、事実としてはA国内からの**輸出**（持ち出し）とB国内への**輸入**（持ち込み）がある。
→準拠法は行為に対する択一問題ではなく、輸出と輸入それぞれの事実にA国法（米国著作権法602条）とB国法（日本著作権法113条1項1号）のそれぞれが適用される。
2. 著作物をA国のサイトからB国の公衆に配信する場合、行為としては一つであるが、事実としてはA国内からの**送信**とB国内での**受信**がある。
→準拠法は行為に対する択一問題ではなく、送信と受信のそれぞれの事実にA国法（日本著作権法23条）とB国法（イギリス著作権法20条）のそれぞれが適用される。

設例



- 米国内での複製・・・日本法を適用しない(113条1項1号参照)
米国著作権法(106条)のみ適用
- 米国からの輸出・・・日本法を適用しない(113条1項2号参照)
米国著作権法(602条)のみ適用
- 日本への輸入・・・ 米国法を適用しない(米国判例法)
日本著作権法(113条1項1号)のみ適用
- 日本内での頒布・・・米国法を適用しない(米国判例法)
日本著作権法(26条の2等)のみ適用

属地主義の外延③： 国外侵害の裁判

・・・A国裁判所がB国内における著作物の使用に関する裁判を拒否するか

1. 著作権が国王の付与する特権であった時代
→ 国家行為の性格が強く、専属管轄
2. 著作権が法律に基づいて自動的に付与される時代
→ 国家行為の性格が弱く、非専属管轄
3. 英国のモザンビーク法理 (local property rule)
・・・知的財産権の属地性ゆえに専属管轄
ただし、EU内の知的財産権紛争については、EU法に基づいて非専属管轄

属地主義の外延④：域外適用

…海外の加害行為や海外の損害発生に、侵害発生国の著作権法を適用することは、属地主義に反するか

1. B国(日本)内のサイトからA国(ドイツ)内の公衆が著作物を受信した場合、当該サイト運営者はA国(ドイツ)に基づいて責任を問われるか
2. 上記の場合に、C国(米国)内から上記サイト運営者に違法複製物を提供して幫助した場合、当該幫助はA国(ドイツ)に基づいて責任を問われるか
…カードリーダー事件・高裁判決(C国法説)
最高裁判決(A国法説。属地主義で適用排除)
3. A国で発生した著作権侵害によって、D国で損害を生じた場合、その損害の回復にはA国が適用されるか
…米国 *Update Art v. Modiin Publishing*, 843 F.2d 67 (2d Cir. 1988)

3. 国際裁判管轄の所在

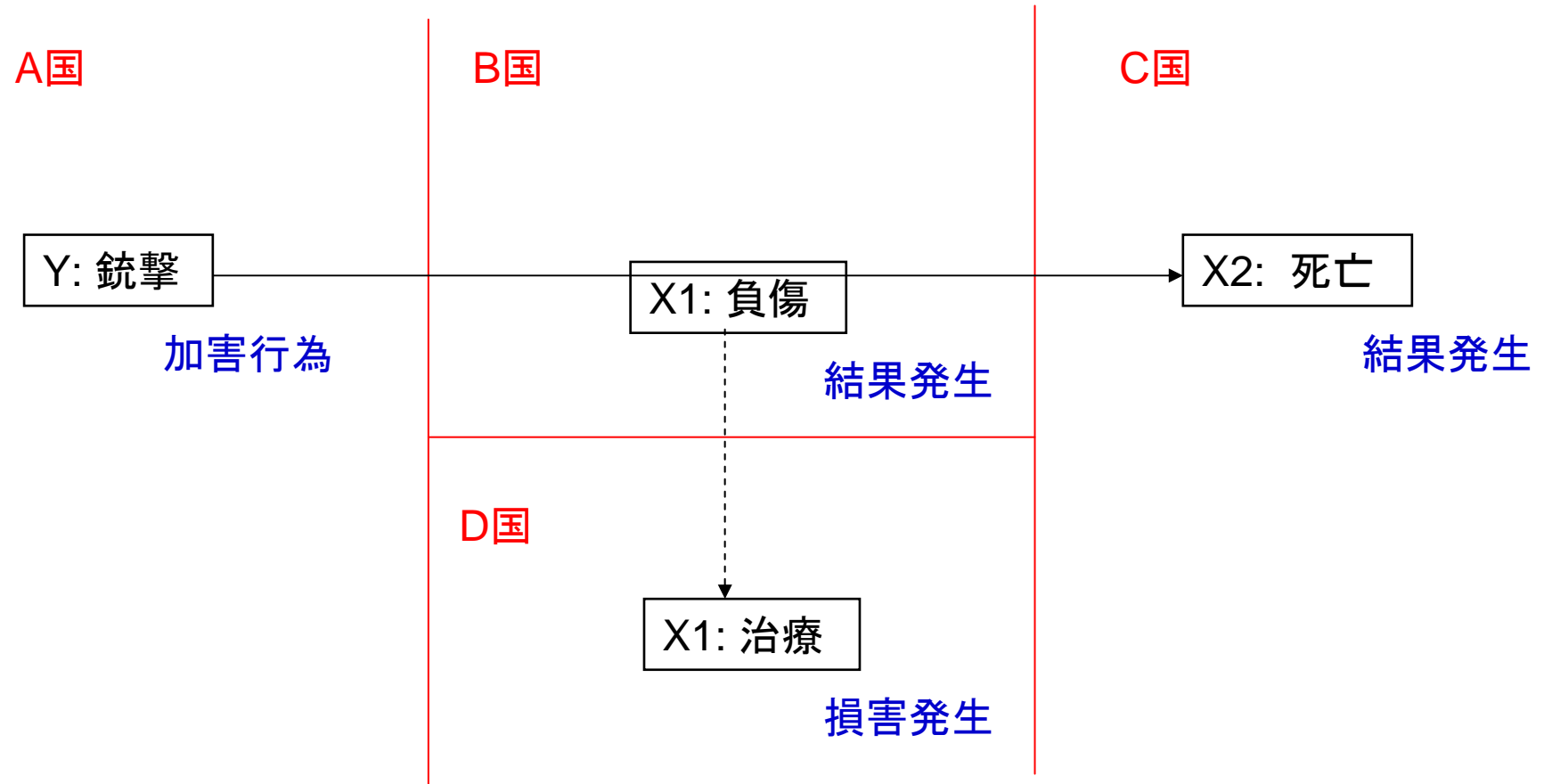
■ 一般裁判管轄

- 被告の住所 …… 普遍的
- 被告の所在 …… 米国
- 被告の国籍 …… 米国
- 原告の国籍 …… フランス

■ 特別裁判管轄

- 不法行為地 …… 普遍的
- 契約の義務履行地 …… 普遍的
- 合意管轄 …… 普遍的
- 応訴管轄 …… 普遍的
- 併合管轄 …… 普遍的

問題の所在



日本法における不法行為地管轄

■ 判例法

- マレーシア航空事件・最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁、ファミリー事件・最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁・・・民訴法の定める裁判籍が日本にある場合には、原則として、日本に国際裁判管轄があるとし、例外的に、その結果が裁判の適正、公平、迅速などの訴訟法の基本理念に反する事情がある場合には、国際裁判管轄を否定する。
- 不法行為地管轄は、日本に加害行為または結果発生があれば認められるが、損害の発生だけでは認められない。

■ 民訴改正法(未施行?)3条の3第8号

- 「不法行為があった地が日本国内にあるとき(外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。)」
- 不法行為地管轄は、日本に加害行為または結果発生があれば認められるが、損害の発生だけでは認められない。ただし、日本に結果発生があっても予見可能性がない場合には、日本に不法行為地管轄は認められない。

EU法における不法行為地管轄

- ブリュッセル I 規則
 - 2条1項「Subject to this Regulation, persons domiciled in a Member State shall, whatever their nationality, be sued in the courts of that Member State. 」・・・住所地に一般管轄権を認める
 - 5条3項「A person domiciled in a Member State may, in another Member State, be sued in matters relating tort, delict or quasi-delict, in the courts for the place where the harmful event occurred」・・・結果発生地・加害行為地に不法行為地管轄を認める。
- 国内法
 - 被告がEU加盟国の国民でなければ、加盟国の国内法が適用される。
 - 英国： モザンビーク法理の適用の有無
 - 有： *Lucasfilm Limited v Ainsworth* [2009] EWCA Civ 1328 (米国での著作権侵害); *Tyburn Productions Ltd v Conan Doyle* [1991] Ch 75 (米国での著作権侵害)・・・被告が非EU加盟国の国民
 - 無： *Pearce v Ove Arup* [1997] 2WLR 779 (オランダでの著作権侵害)・・・被告がEU加盟国の国民

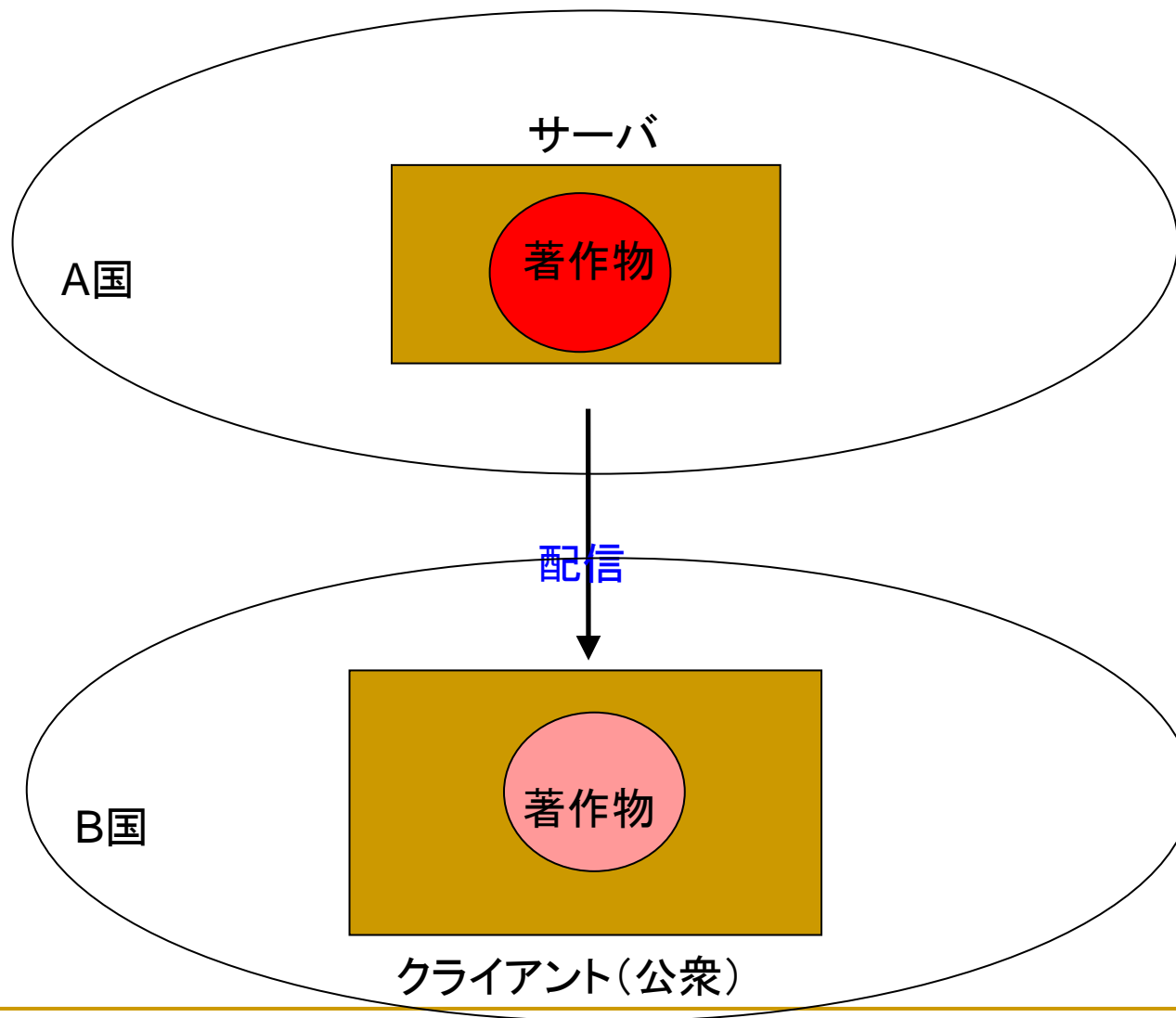
米国法における不法行為地管轄

- 最小接点の法理
 - ・・・最小接点は、被告が法廷地州において活動する特権(または法の保護)を意図的に利用する行為、すなわち、被告が意図的に法廷地州の住民に向けて活動する行為に認められる(*Burger King Corporation v. Rudzewicz*, 471 U.S. 462 (1985))
- 不法行為地管轄
 - ・・・不法行為においては、法廷地が加害行為地である場合には法廷地との最小接点が認められるが、法廷地が結果発生地であるだけでは足りず、**被告が法廷地に向けて行った行為の結果である場合に**限って最小接点が認められる(効果テスト: *Calder v. Jones*, 465 U.S. 783 (1984))。したがって、単に法廷地州に損害を生じただけでは足りず、(1)被告の行為が故意であり、(2)被告の行為が明らかに法廷地州を目標にしており、(3)被告の行為による被害の中心が法廷地州に生じかつ被告がこれを知っていた場合に、法廷地州に最小接点が認められる(*Bankroft & Masters, Inc. v. Augusta National Inc.*, 223 F.3d 1082 (9th Cir. 2000))。

不法行為地管轄のまとめ

	加害行為	結果発生	損害発生
日本法	○	△	×
EU法	○	○	×
米国法	○	△	×

違法配信



インターネット配信における結果発生地

- 日本著作権法・・・送信を規制→結果発生は送信の事実

23条1項「著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。」
2条1項7号の2「公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（・・・）を行うことをいう。」

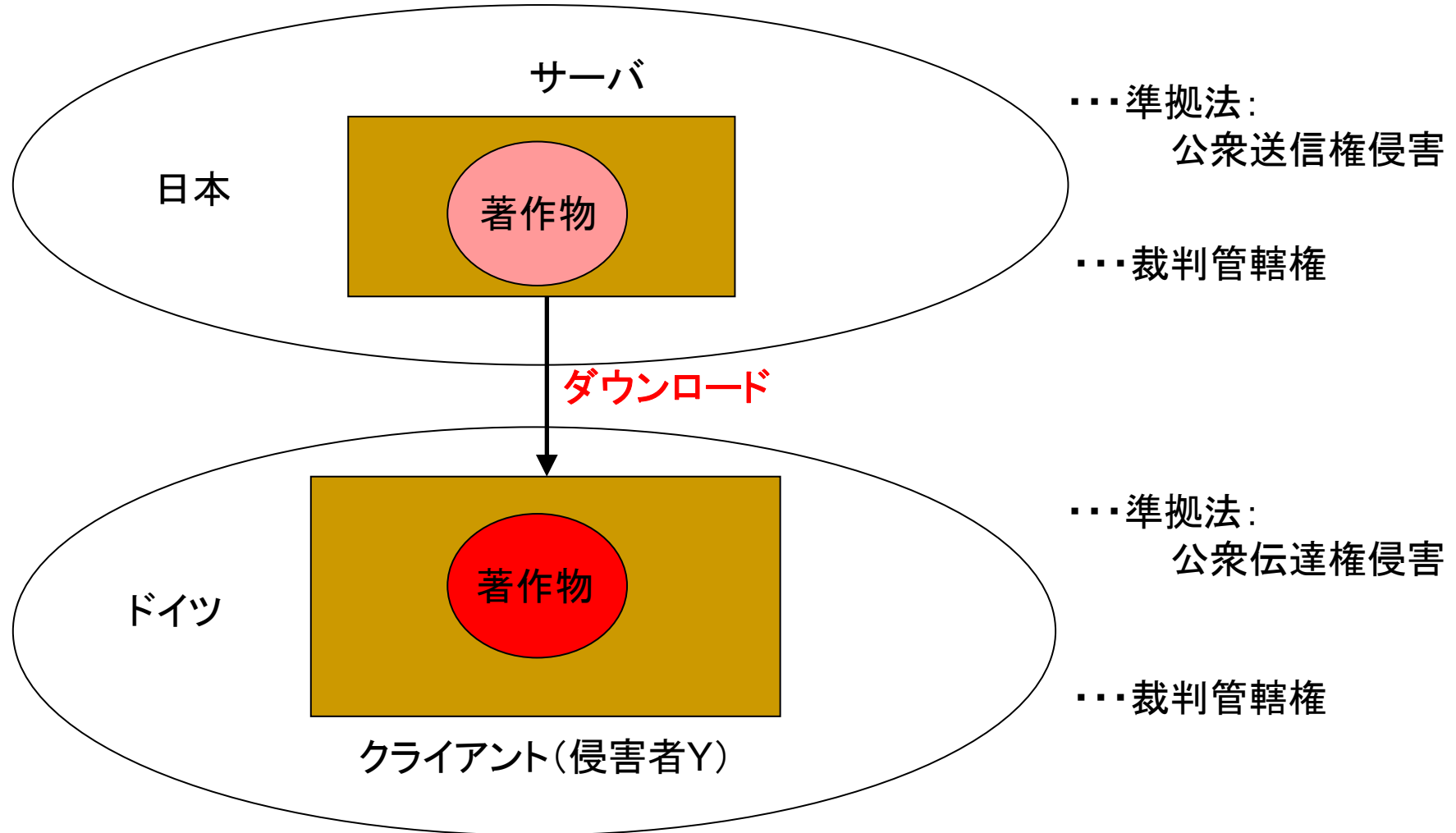
- ドイツ著作権法・・・受信を規制→結果発生は受信の事実

15条(2)「著作者は、さらに、その著作物を無形的な形態において公衆に再生することについて、排他的権利（公衆への再生の権利）を有する。この公衆への再生の権利は、とりわけ、次の各号に掲げるものを含む。・・・2. 公衆提供の権利（第19a条）」
19a条「公衆提供の権利とは、著作物を、有線又は無線により、公衆の構成員がその選択に係る場所及び時において当該著作物を使用できる方法で、公衆に提供する権利をいう。」

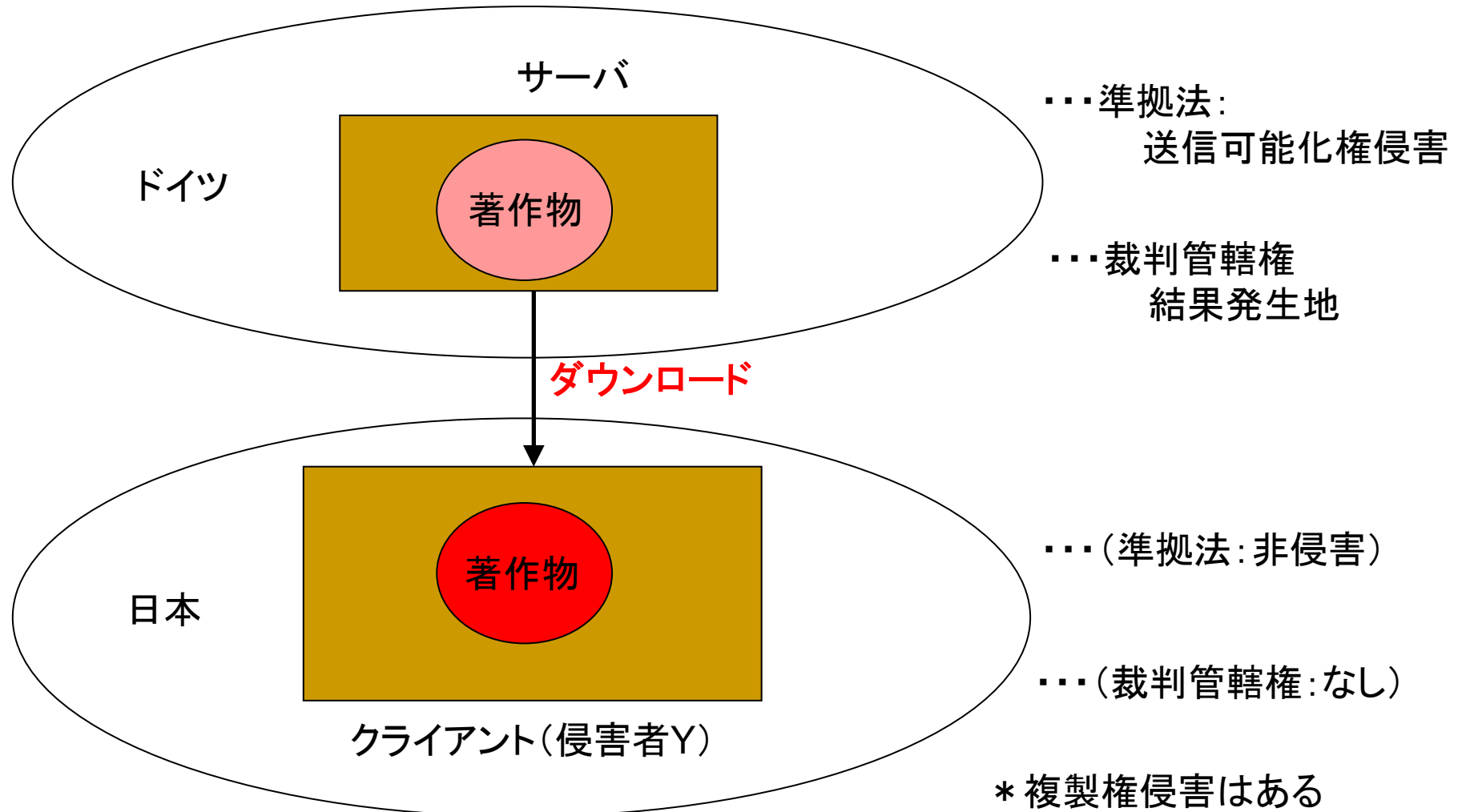
インターネット配信における不法行為管轄

配信	結果発生	不法行為管轄
日本 ↓ ドイツ等	○日本 ○ドイツ	○日本 …結果発生地、 加害行為地 ○ドイツ …結果発生地
ドイツ ↓ 日本	○ドイツ …送信可能化権 ×日本	○ドイツ …加害行為地 ×日本

日本からの違法配信



ドイツからの違法配信



インターネット配信に対する各国の規制

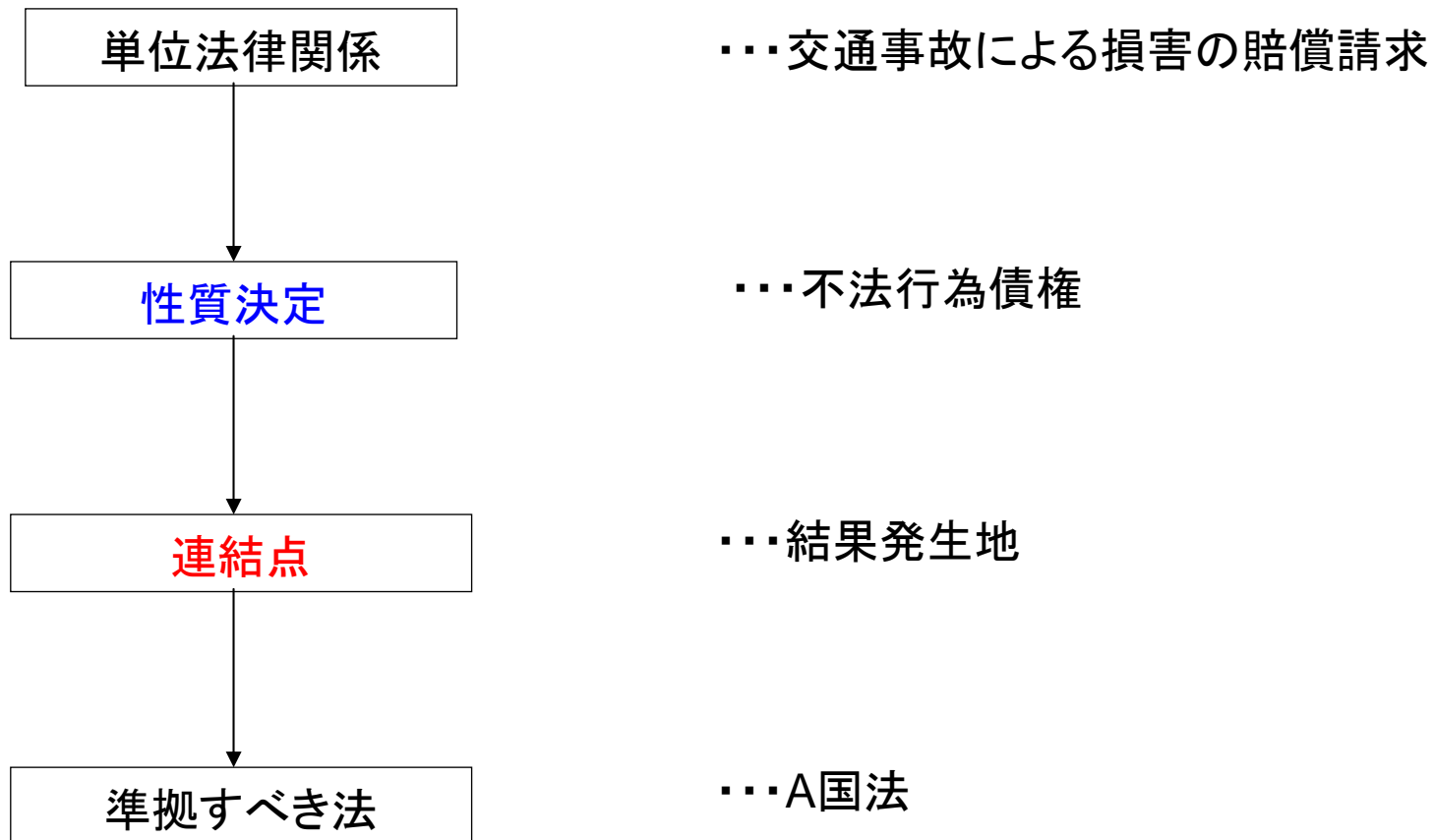
	送信行為構成	受信行為構成
WIPO条約		○公衆伝達権
日本	○公衆送信権	
アメリカ		○頒布権
イギリス		○公衆伝達権
ドイツ		○公衆提供権
フランス		○公衆伝達権
イタリア		○排他的伝達権

4. 準拠法の決定

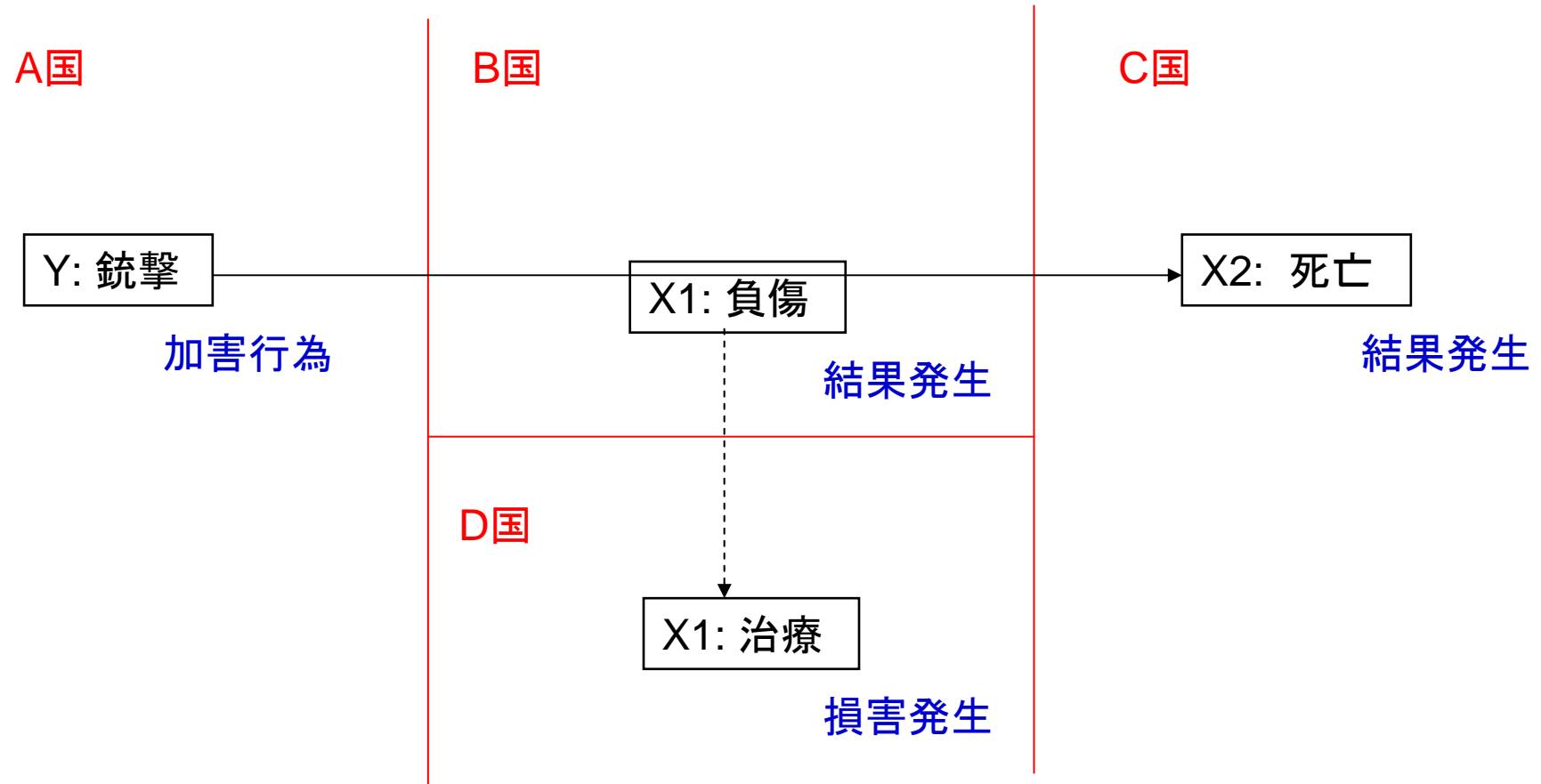
- どのように準拠法を決めるのか
 - ・・・国際私法の手法
- 決め方に著作権(知財権)固有の問題があるか
 - ・・・属地主義

国際私法の手法

例：「不法行為によって生ずる債権の成立および効力は、加害行為の結果が発生した地の法による」(法の適用に関する通則法17条本文)



單位法律關係→性質決定→連結点→準拋法：
損害賠償→不法行為→結果發生地→X1:B; X2:C



著作権における特殊性

- 結果発生の有無は、各国の実体法の規定による(立法政策)
- 各国の実体法は、内国の事実のみを規律する(属地主義)
- ベルヌ条約5条2項第2文
「保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」

保護国法アプローチ

- 著作権侵害に対する救済について、その法律関係の性質を著作権の効力とみて、連結点を保護国とする
- EUローマⅡ規則8条1項
“The law applicable to a non-contractual obligation arising from an infringement of an intellectual property right shall be the law of the country for which protection is claimed.”
- 著作権侵害に対する差止請求権についても損害賠償請求権についても保護国法を適用

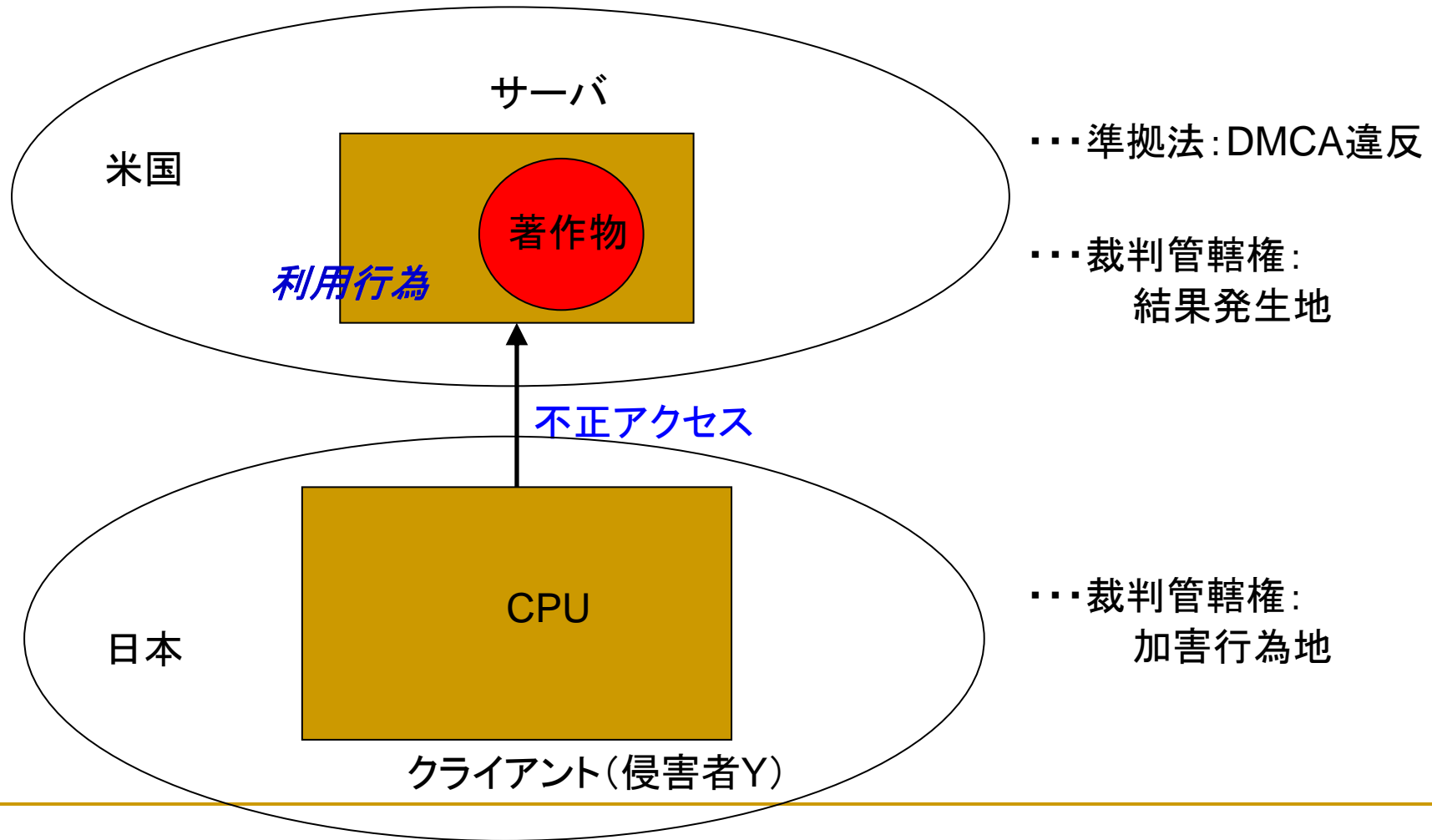
不法行為アプローチ

- 著作権侵害に対する救済について、その法律関係の性質を不法行為とみて、連結点を結果発生地(または最密接関連地)とする
- Scoles & Hay, Conflict of Laws, 2d. (West 1992) p571
「The place where the last event necessary to make the actor liable occurred was the place of the wrong and thus the source of the governing law: the law of the place of the wrong (*lex loci delicti commissi*). The place of the wrong is usually the place where the injury occurred because liability does not arise absent injury.」
- 著作権侵害に対する差止請求権についても損害賠償請求権についても結果発生地法を適用

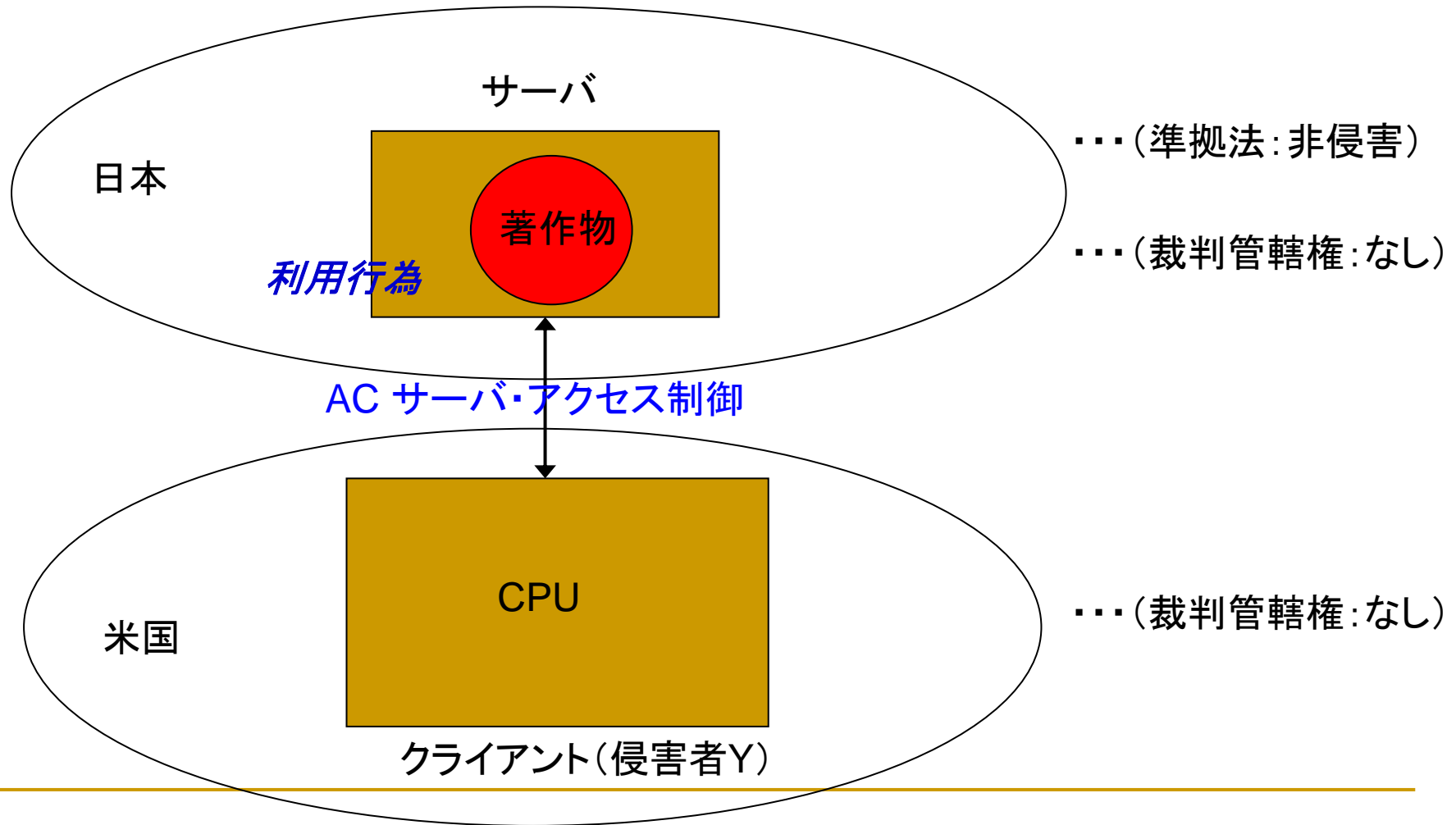
日本のアプローチ

- H20.12.24知財高裁判決北朝鮮映画事件
 - 差止請求権：著作権の効力→ベルヌ条約5条(2)の類推適用により保護国法→放送行為が日本にあるので日本法を適用(保護国法アプローチ)
 - 損害賠償請求権：不法行為→日本での放送により日本で結果が発生したとして旧法例11条に基づき日本法を適用(不法行為アプローチ)
- 法の適用に関する通則法
 - 17条「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。」
 - 20条「前三条の規定にかかわらず、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らして、明らかに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。」

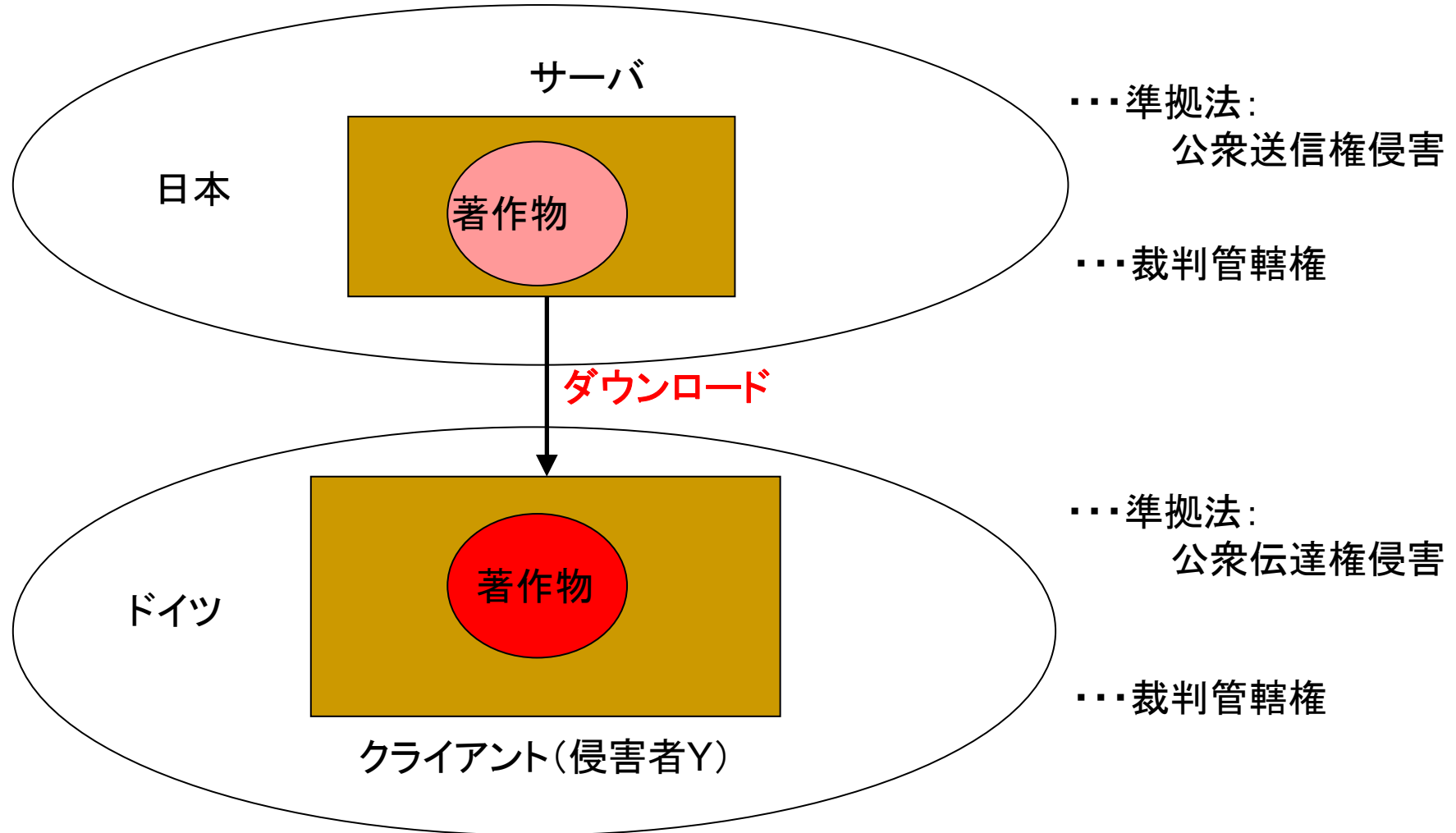
米国内への不正アクセスの場合



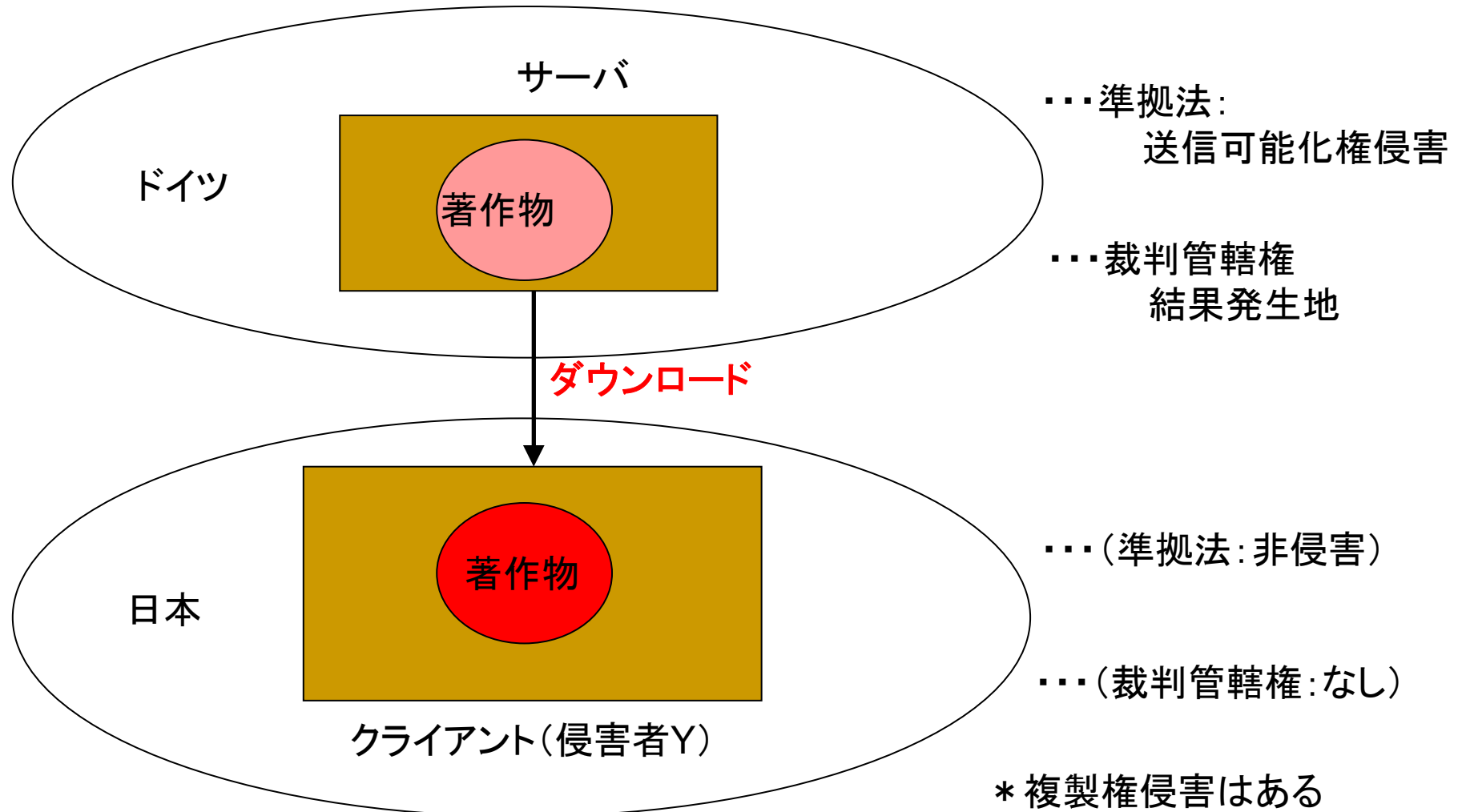
日本国内への不正アクセスの場合



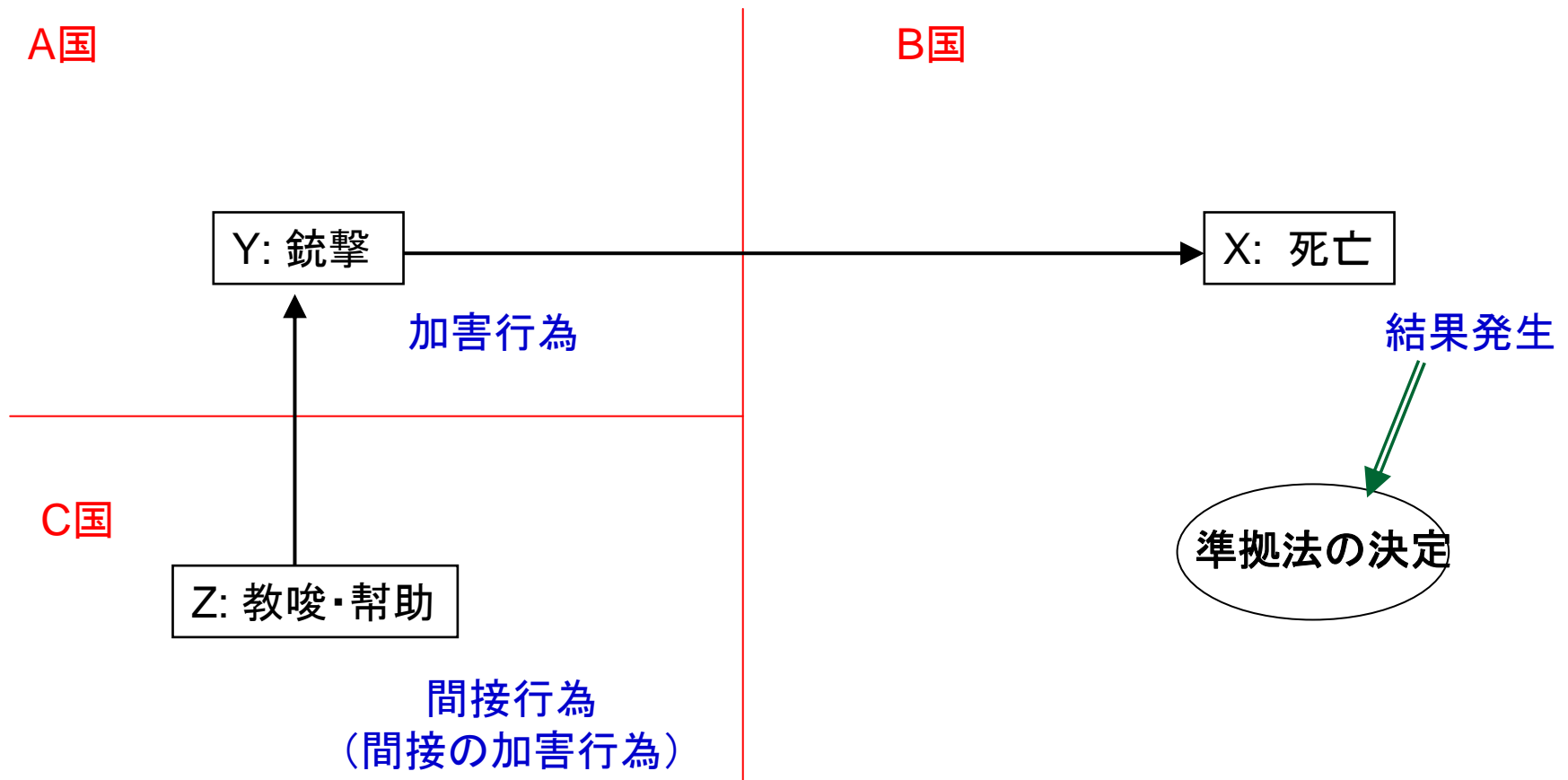
日本からの違法配信



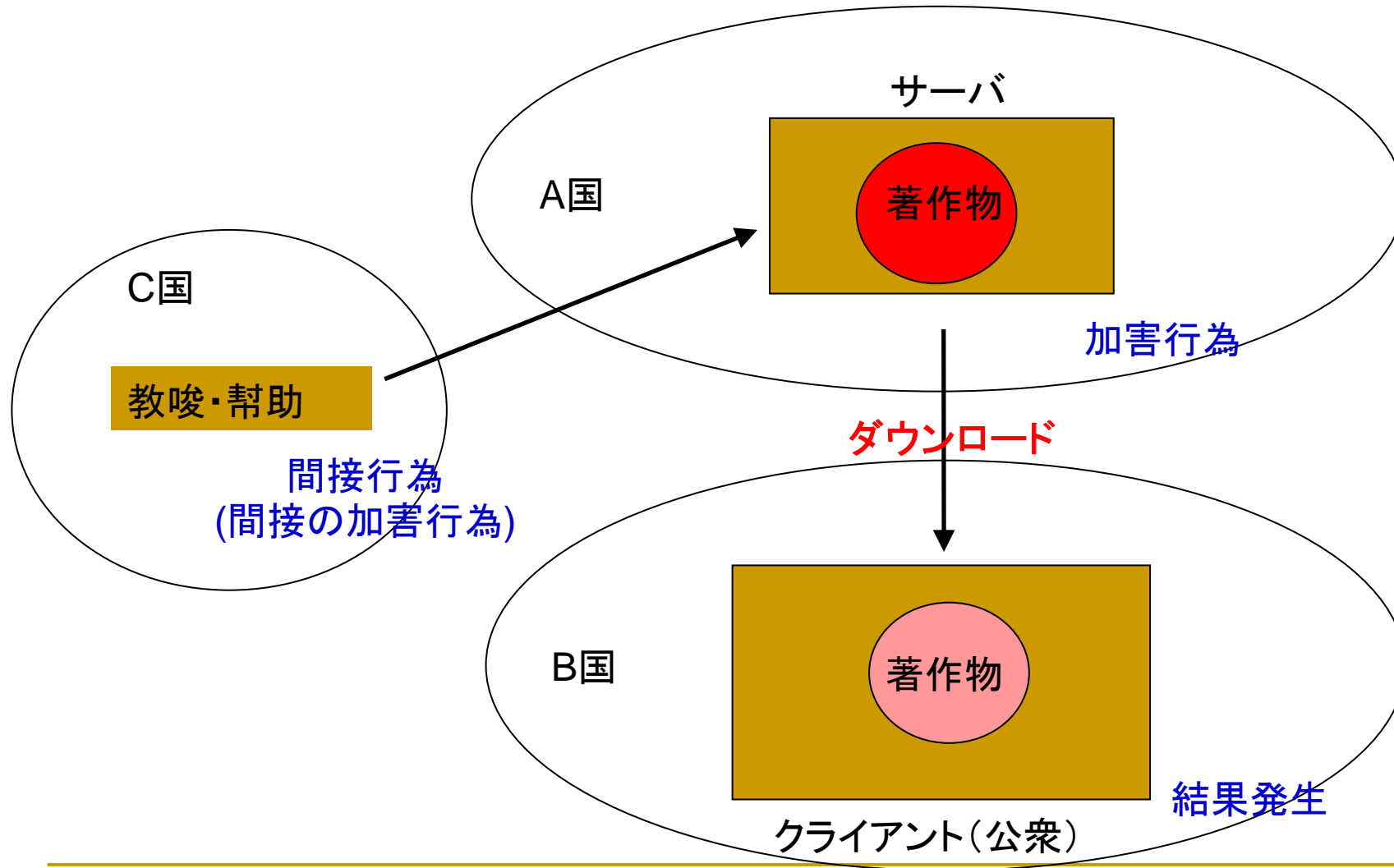
ドイツからの違法配信



間接侵害の準拠法



間接侵害の準拠法



著作権契約の準拠法（日本）

- 物権的側面→保護国法
 - 譲渡可能性・ライセンス可能性
 - 譲渡・ライセンスの形式要件(書面主義)
 - 対抗要件(登録制度)
- 債権的側面→法律行為の準拠法
 - 契約の成立
 - 契約の効力
- 通則法による法律行為の準拠法
 - 7条「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」
 - 8条1項「前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。」

設例：

ドイツで著作物を複製頒布する権利を譲渡する口頭契約を米国で締結し、準拠法を日本法と指定した

	契約の成立	譲渡可能性
日本法のルール	無方式主義	可
米国のルール	書面主義	可
ドイツ法のルール	書面主義	不可
適用法	日本法	ドイツ法



<http://www.itlaw.jp/lait3.pdf>